

第5次男女共同参画基本計画 (説明資料)

～ すべての女性が輝く令和の社会へ ～

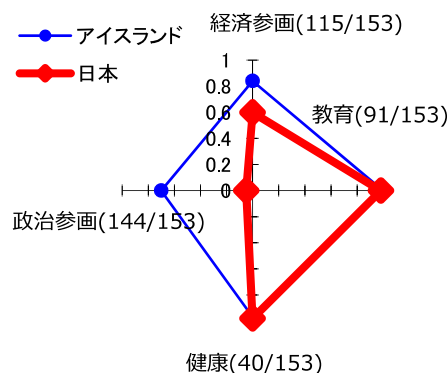
〔令和2年12月25日
閣議決定〕

社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- | | |
|--|--------------------------------------|
| (1) 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響 | (5) デジタル化社会への対応 (Society 5.0) |
| (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加 | (6) 国内外で高まる 女性に対する暴力根絶の社会運動 |
| (3) 人生100年時代 の到来 (女性の51.1%が90歳まで生存) | (7) 頻発する 大規模災害 (女性の視点からの防災) |
| (4) 法律・制度 の整備 (働き方改革等) | (8) ジェンダー平等 に向けた世界的な潮流 |

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

「世界経済フォーラム」(ダボス会議)
ジェンダー・ギャップ指数 2020 153か国中 121位



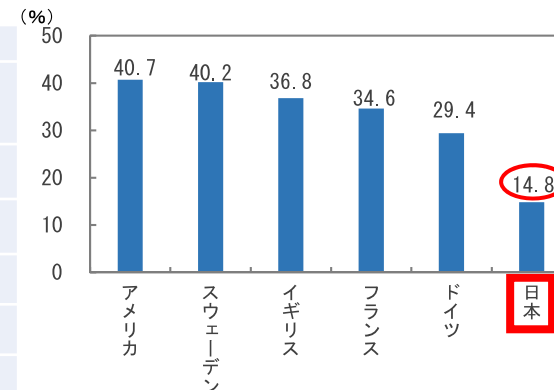
順位	国名	値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
21	イギリス	0.767
53	アメリカ	0.724
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
120	アラブ首長国連邦	0.655
121	日本	0.652
122	クウェート	0.650

衆議院の女性議員比率

国名	割合(%)	クォータ制の状況
フランス	39.5	・ 法的候補者クォータ制 ・ 政党による自発的なクォータ制
イギリス	33.9	・ 政党による自発的なクォータ制
ドイツ	31.2	・ 政党による自発的なクォータ制
アメリカ	23.4	-
韓国	19.0	・ 法的候補者クォータ制
日本	9.9	-

(出典) 列国議会同盟 (2020年10月時点)
下院又は一院制議会における女性議員割合。

管理的職業従事者に占める女性の割合



(出典) 日本の値は、総務省「労働力調査」。その他の国は、ILO 'ILOSTAT' (2020年11月時点)。いずれの国も2019年の値。

- ・ 「202030目標」：社会のあらゆる分野において、2020年までに、**指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する** (2003年に目標設定)
- ・ この目標に向けて、**女性就業者数や上場企業女性役員数の増加等、道筋をつけてきたが、全体として「30%」の水準に到達しそうとは言えない状況。**
- ・ 国際社会に目を向けると諸外国の推進スピードは速く、日本は遅れている。

<新しい目標>

- ◆ 2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、**指導的地位にある人々の性別に偏りが少ないような社会**となることを目指す。
- ◆ そのための**通過点**として、2020年代の可能な限り**早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度**となるよう目指して取組を進める。

・ 進捗が遅れている要因

政治分野 (有権者の約52%は女性)

- ・ 立候補や議員活動と家庭生活との**両立が困難**
- ・ **人材育成の機会**の不足
- ・ 候補者や政治家に対する**ハラスメント**

経済分野

- ・ 管理職・役員への**パイプラインの構築**が途上

社会全体

- ・ 固定的な**性別役割分担意識**

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【ポイント】

- 政党に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に沿って女性候補者の割合を高めることを要請
- 地方議会における取組の要請（議員活動と家庭生活との両立、ハラスメント防止）
- 最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請

（参考）

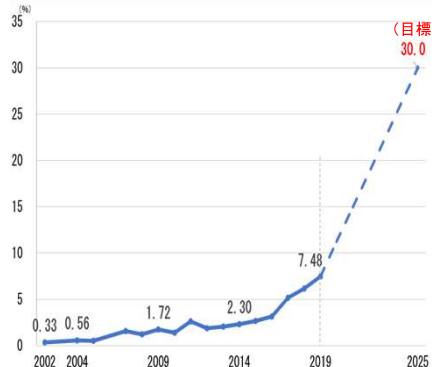
- ・衆議院の女性議員比率 9.9%、参議院の女性議員比率22.9%
（出典）衆議院ＨＰ、参議院ＨＰより内閣府確認
- ・裁判官に占める女性割合 22.6%、女性最高裁判事 15名中2名
（出典）内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（2020）
- ・国家公務員の各役職段階に占める女性の割合
指定職相当 4.4%、本省課室長相当職 5.9%
（出典）内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（2020）

第2分野 雇用分野、仕事と生活の調和

【ポイント】

- 男性の育児休業取得率の向上
- 就活セクハラ防止

（参考）民間企業における男性の育児休業取得率



（参考）東証一部上場企業役員に占める女性の割合

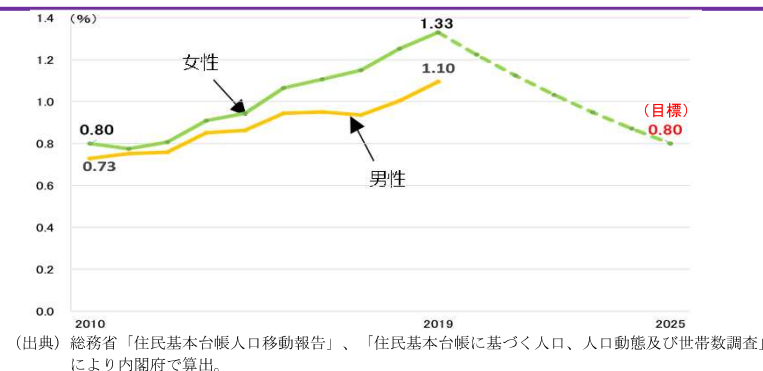


第3分野 地域

【ポイント】

- 地域活動における女性の活躍・男女共同参画が重要
- 固定的な性別役割分担意識等を背景に、若い女性の大都市圏への流出が増大。地域経済にとっても男女共同参画が不可欠
- 地域における女性デジタル人材の育成など学び直しを推進
- 女性農林水産業者の活躍推進

（参考）地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合

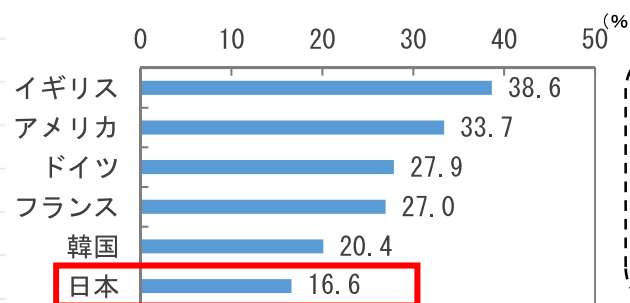


第4分野 科学技術・学術

【ポイント】

- 若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件
- 女子生徒の理工系進路選択の促進

（参考）研究職・技術職に占める女性の割合



女性ノーベル賞受賞者数 （自然科学分野）

アメリカ	9名
欧州	10名
その他（※）	4名
日本	0名

※イスラエル、オーストラリア、中国、カナダ

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【ポイント】

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間で「集中強化期間」として取組を推進
- 「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ことを教える教育
- 新型コロナウイルス感染症に対応するため、DV相談支援体制を強化

（参考）コロナ禍によるDV・性暴力の相談件数の増加

- ・DV：5月、6月は前年同月の1.6倍
- ・性暴力：4～9月は前年同期の1.2倍

第6分野 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重

【ポイント】

- ひとり親家庭への養育費の支払い確保
- 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

（参考）ひとり親家庭が置かれた状況

およそ30年間で、母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍

母子世帯数（注） 123.2万世帯（ひとり親世帯の約87%）

父子世帯数（注） 18.7万世帯（ひとり親世帯の約13%）

（注）母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

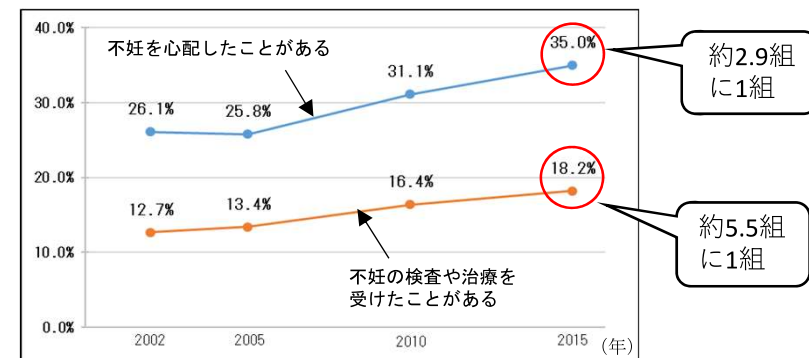
平成28(2016)年	母子世帯	父子世帯	一般世帯(参考)
就業率	81.8%	85.4%	女性66.0% 男性82.5%
雇用者のうち			
正規	47.7%	89.7%	女性45.9% 男性82.1%
雇用者のうち			
非正規	52.3%	10.3%	女性54.1% 男性17.9%
平均年間就労収入	200万円 正規:305万円 パート・アルバイト等:133万円	398万円 正規:428万円 パート・アルバイト等:190万円	平均給与所得 女性280万円 男性521万円
養育費受取率	24.3%	3.2%	—

第7分野 生涯を通じた健康支援

【ポイント】

- 不妊治療の保険適用の実現。それまでの間、現行の助成制度の大幅な拡大。仕事との両立環境の整備
- 緊急避妊薬について検討
- 「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づく各中央競技団体における女性理事の目標割合（40%）の達成に向けた取組

（参考）不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合



（出典）国立社会保障・人口問題研究所「社会保障・人口問題基本調査」（各年版）

（注）妻の年齢が50歳未満の初婚どうしの夫婦を対象（回答者は妻）に調査

第8分野 防災・復興等

【ポイント】

- 女性の視点からの防災・復興ガイドラインに基づく取組の浸透、地方公共団体との連携

（参考）ガイドラインの主な内容

- 避難所の責任者には男女両方を配置する
- プライバシーの十分に確保された間仕切りを用いる
- 男女別の更衣室や、授乳室を設ける
- 女性用品（生理用品、下着等）は女性担当者が配布を行う
- 女性トイレと男性トイレは離れた場所に設置する
- 性暴力・DV防止ポスターを、避難所の見やすい場所に掲示する
- 自治体の災害対策本部において、下部組織に必ず男女共同参画担当部局の職員を配置する

第9分野 各種制度等の整備

【ポイント】

- 税制や社会保障制度をはじめとする社会制度全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直し
- 各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバーも活用しつつ、見直しを検討
- 第3号被保険者については、縮小する方向で検討
- 旧姓の通称使用拡大
- 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める

（参考）選択的夫婦別氏制度に関する調査結果

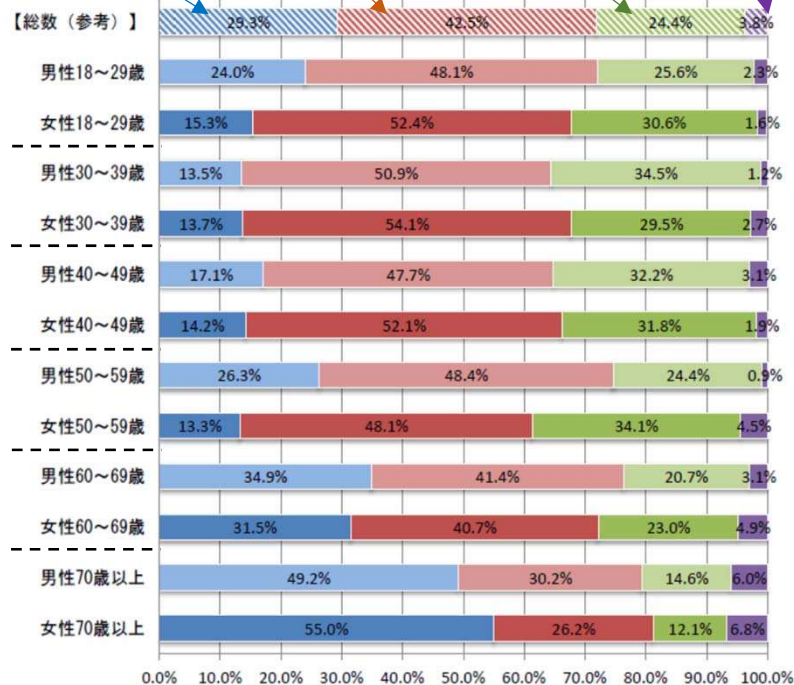
（出典）内閣府「家族の法制に関する世論調査（2017年）」

夫婦は必ず、同じ名字（姓）を名乗るべきであり、法律を改める必要はない

法律を改めてもかまわない

夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻前の氏を通称として使えるように法律を改めることはかまわない

わからない



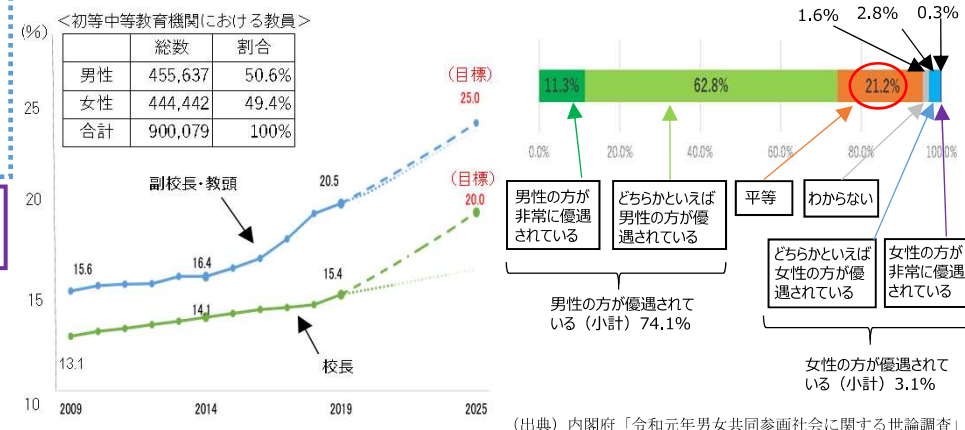
第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

【ポイント】

- 校長・教頭への女性の登用
- 医学部入試について、男女別合格率の開示促進

（参考）初等中等教育機関における管理職の割合

（参考）社会全体における男女の地位の平等感



第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

【ポイント】

- 我が国が国際会議の議長国となる場合、ジェンダー平等を全ての大臣会合においてアジェンダとして取り上げる

Ⅳ 推進体制の強化

【ポイント】

- OEBPMの観点を踏まえ、計画中間年（令和5年度目途）における点検・評価を実施
- 男女共同参画の推進に当たっては、若年層を含め国民の幅広い意見を反映
- 地域における男女共同参画センターの機能強化



令和6年版 男女共同参画白書



令和6年6月
内閣府男女共同参画局

男女共同参画白書

- 男女共同参画社会基本法に基づき
男女共同参画社会の形成の状況等について国会に報告
- 男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）の時期に合わせて閣議決定
➡令和6年版は6月14日

【白書構成】

1 令和5年度男女共同参画社会の形成の状況

特集 **仕事と健康の両立**
～全ての人が希望に応じて活躍できる社会の実現に向けて～

記録 G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合

各分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 等

2 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

第1部 令和5年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

第2部 令和6年度に講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

特集 仕事と健康の両立

～全ての人が希望に応じて活躍できる社会の実現に向けて～

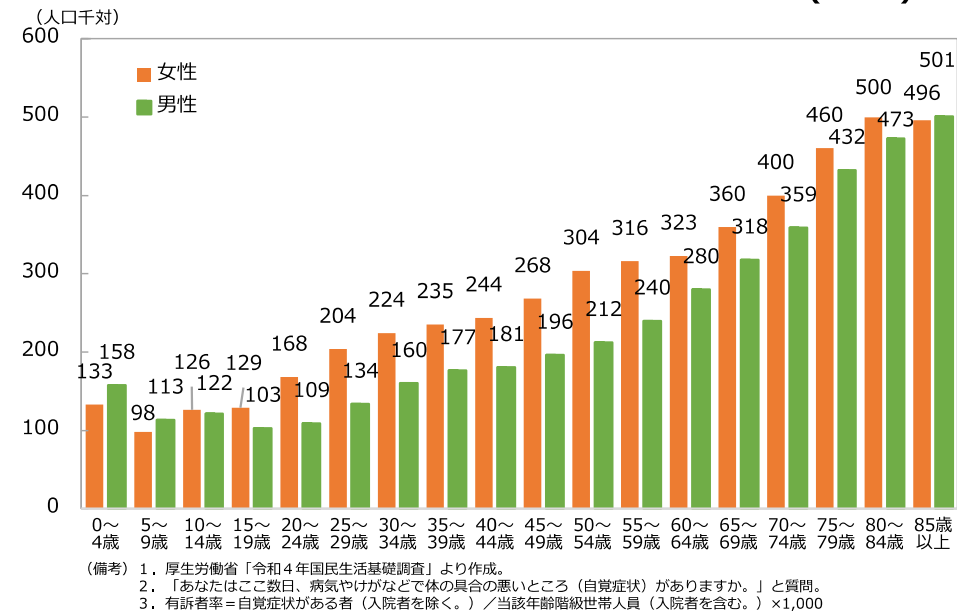
第1節 社会構造の変化と男女で異なる健康課題

第2節 仕事、家事・育児等と健康課題の両立

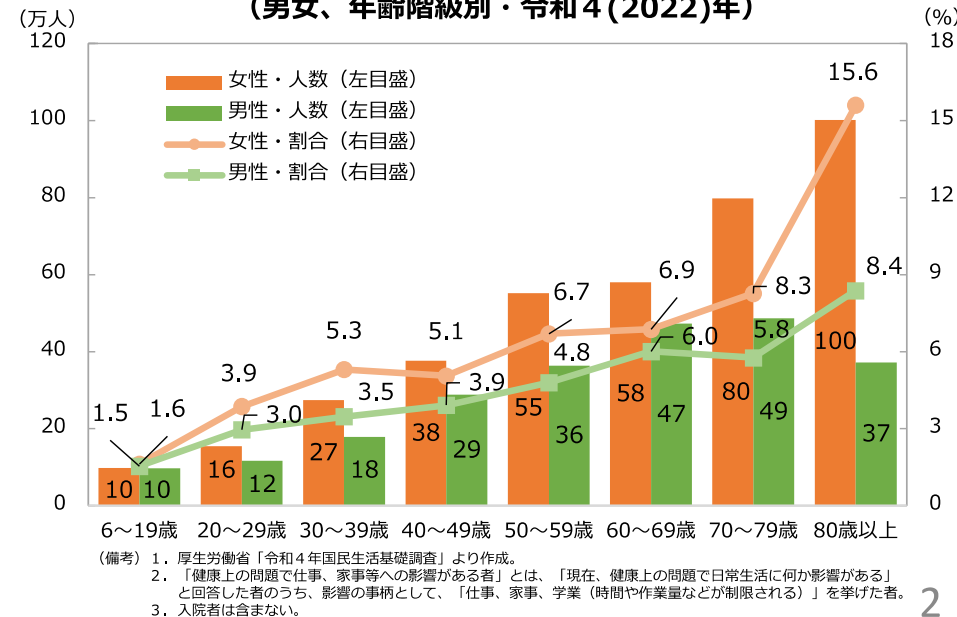
第3節 両立支援は新たなステージへ

- ・ 全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会「令和モデル」の実現に向けて、基盤となるのが「健康」である。
- ・ **女性と男性では、健康課題の内容も課題を抱えやすい時期も異なる。**
- ・ 女性がキャリアを継続し、キャリアアップしていくためには、仕事と家事・育児等の両立支援に加えて、**女性特有の症状を踏まえた健康への理解・支援等が求められる。**
- ・ 団塊の世代が後期高齢者に差し掛かりつつある現在、認知症への対応も含め、仕事と介護の両立も重要な課題。働きながら介護をしているワーキングケアラーが増加する中、介護の課題を個人で抱えるのではなく、社会全体で支えていくことが必要。
- ・ 企業における従業員の健康支援は必要不可欠であり、健康経営に関する取組を大企業だけでなく中小企業等へも拡大させることが必要。
- ・ **女性が健康課題を抱えながらも働きやすい社会は、男性も含めた全てのの人々にとっても働きやすい社会になることが期待される。**柔軟な働き方など、両立を実現できるような働き方への変革が重要。
- ・ 自らの理想とする生き方と仕事を両立することが可能となれば、キャリア継続、キャリアアップのモチベーションとなる。理想とする生き方の実現のために、自らが健康であることや健康課題と上手に付き合うこと、家族等周囲の健康・介護を社会で支えることが重要である。
- ・ 職業生活における「健康」の維持・増進は、男女ともにウェルビーイングを高め、企業の生産性を向上させることが期待できる。社会全体で健康課題に取り組むことで、人々の労働参画や地域活動などへの参画が拡大し、日本経済の成長や地域を含めた社会全体の活力向上につながるであろう。

特-12図 病気やけがなどで自覚症状のある者の割合
(有訴者率・人口千人当たり) (男女、年齢階級別・令和4(2022)年)



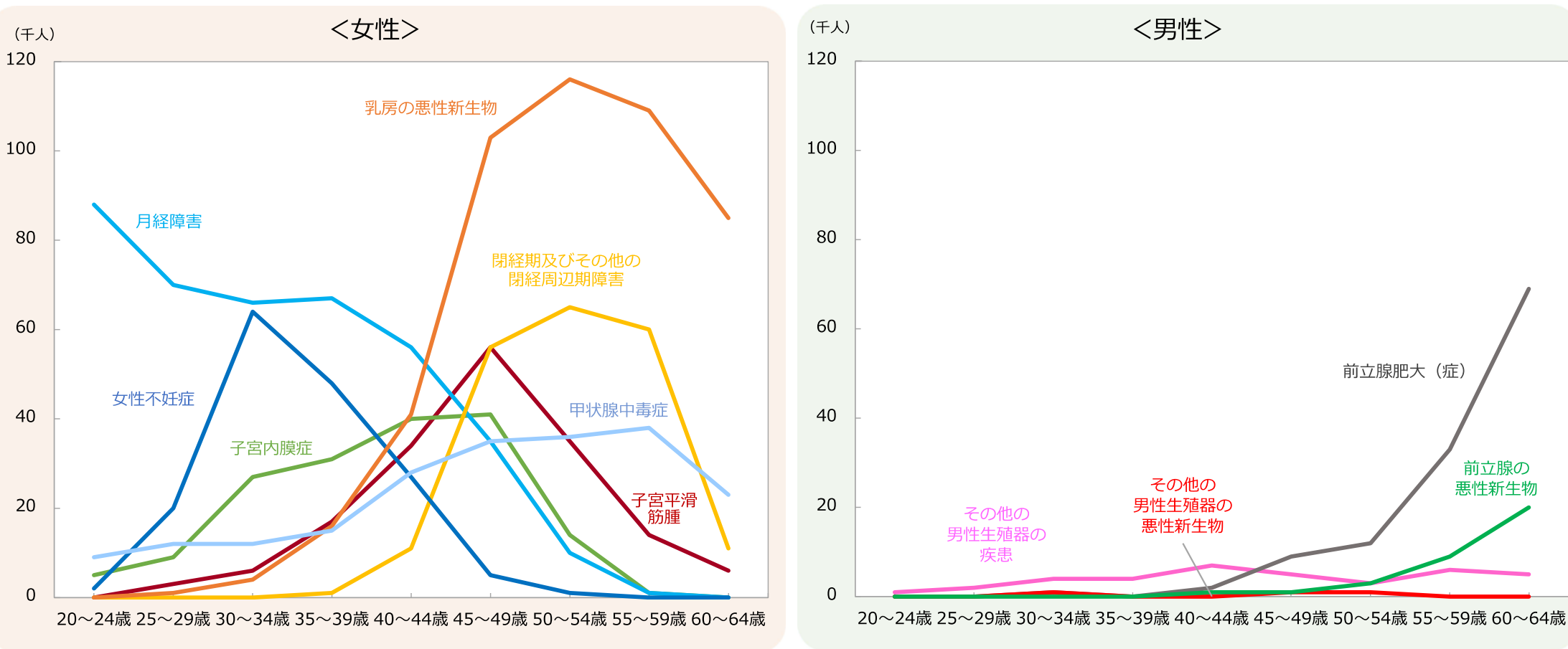
特-13図 健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者の数及び割合
(男女、年齢階級別・令和4(2022)年)



第1節 社会構造の変化と男女で異なる健康課題

- ・ 男性特有の病気は**50代以降で多くなる**傾向にあるが、女性特有の病気は**20代から50代の働く世代に多い**。

特－14図 女性特有、男性特有の病気の総患者数（年齢階級別・令和2(2020)年）



(備考) 1. 厚生労働省「令和2年患者調査」より作成。

2. 総患者数は、ある傷病における外来患者が一定期間ごとに再来するという仮定に加え、医療施設の稼働日を考慮した調整を行うことにより、調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設で受療していない者を含む。）の数を次の算式により推計したものである。

総患者数＝推計入院患者数＋推計初診外来患者数＋（推計再来外来患者数×平均診療間隔×調整係数(6/7)）

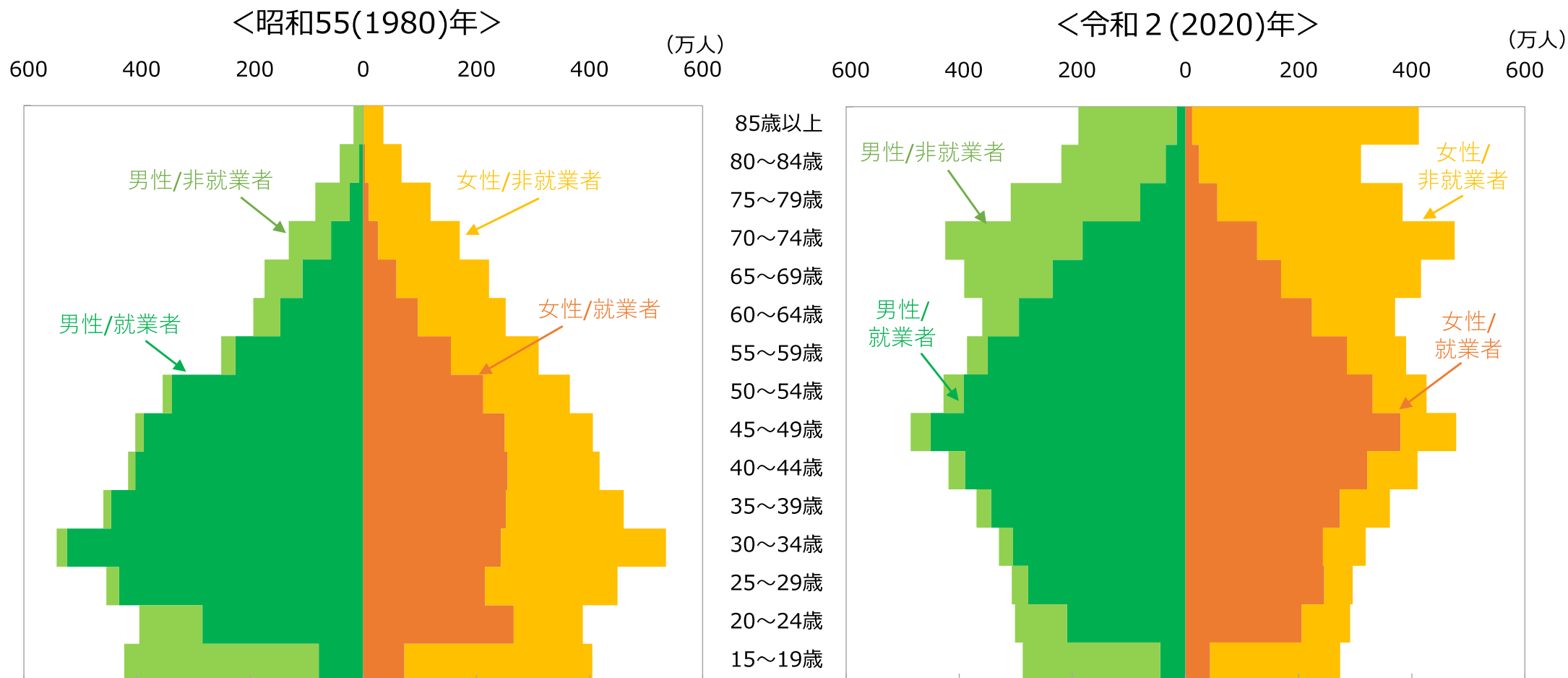
推計に用いる平均診療間隔は99日以上を除外して算出。

3. 「乳房の悪性新生物」及び「甲状腺中毒症」は男性も罹患するが、女性に多い病気である。

第1節 社会構造の変化と男女で異なる健康課題

- ・ 日本型雇用慣行が形成された昭和時代と現代では、人口構造・就業者の構成が変化。
- ・ 女性就業者が増加する一方、就業者全体が高齢化。また、非就業の高齢者も増加。
- ・ 一人一人が希望に応じて、自らの個性と能力を発揮するために、健康維持・増進が重要な課題。

特－1図 人口構造の変化（男女、年齢階級、就業状況別・15歳以上）



（備考） 1. 総務省「国勢調査」より作成。

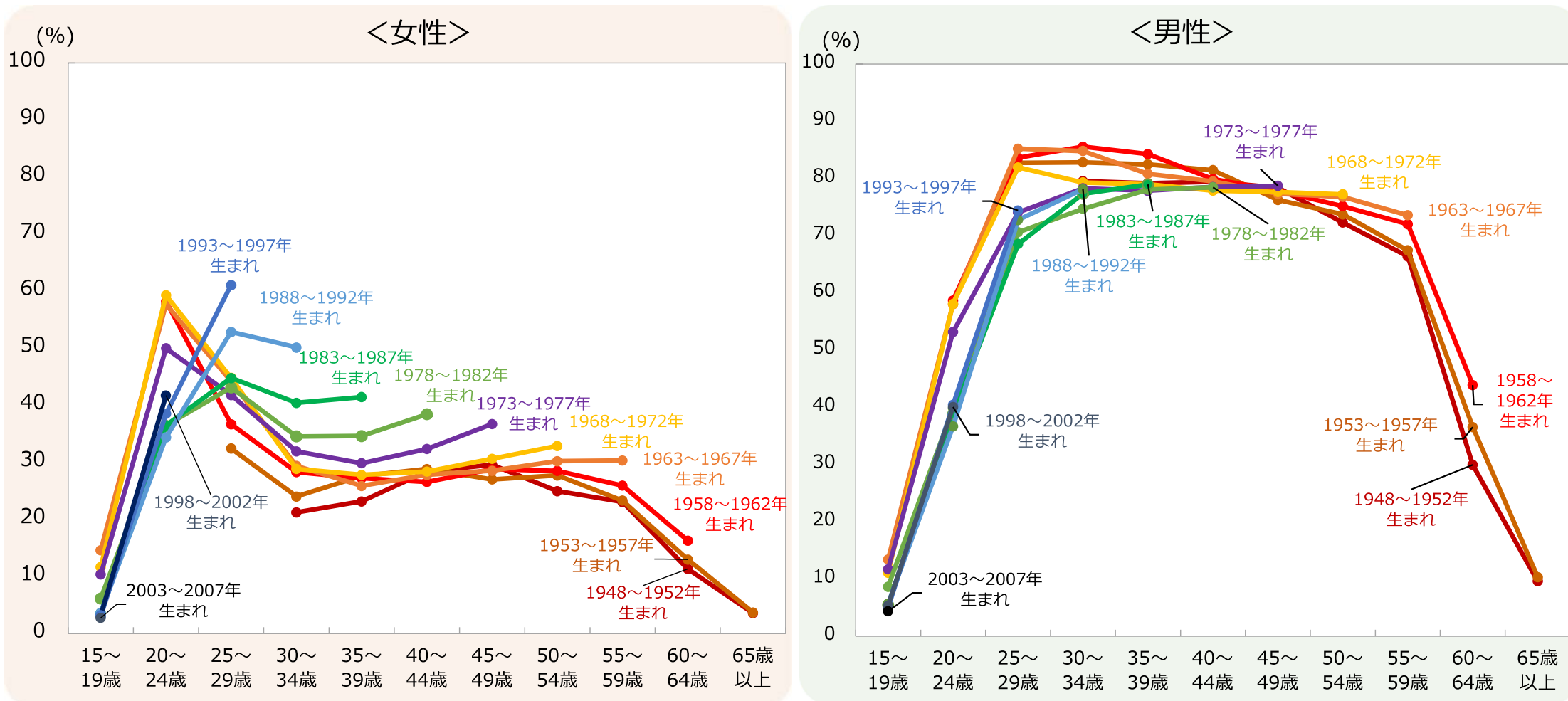
2. 令和2(2020)年は、「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果」を用いている。

3. 非就業者＝当該年齢階級別人口－就業者。なお、昭和55(1980)年の「非就業者」には、労働力状態「不詳」が含まれている。

第1節 社会構造の変化と男女で異なる健康課題

- ・女性の正規雇用比率は、20代後半をピークに年代が上がるとともに低下するL字カーブを描く。
- ・出生コホートで世代による変化をみると、近年は、**出産・育児によるとみられる女性の正規雇用比率の低下幅は縮小**しており、今後も女性の正規雇用比率の高まりが期待される。

特－4図 正規雇用比率の推移（男女、出生コホート別）



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成（昭和57(1982)年調査以降のデータで作成）。

2. 正規雇用比率は、当該年齢階級人口に占める「役員」及び「正規の職員・従業員」の割合。

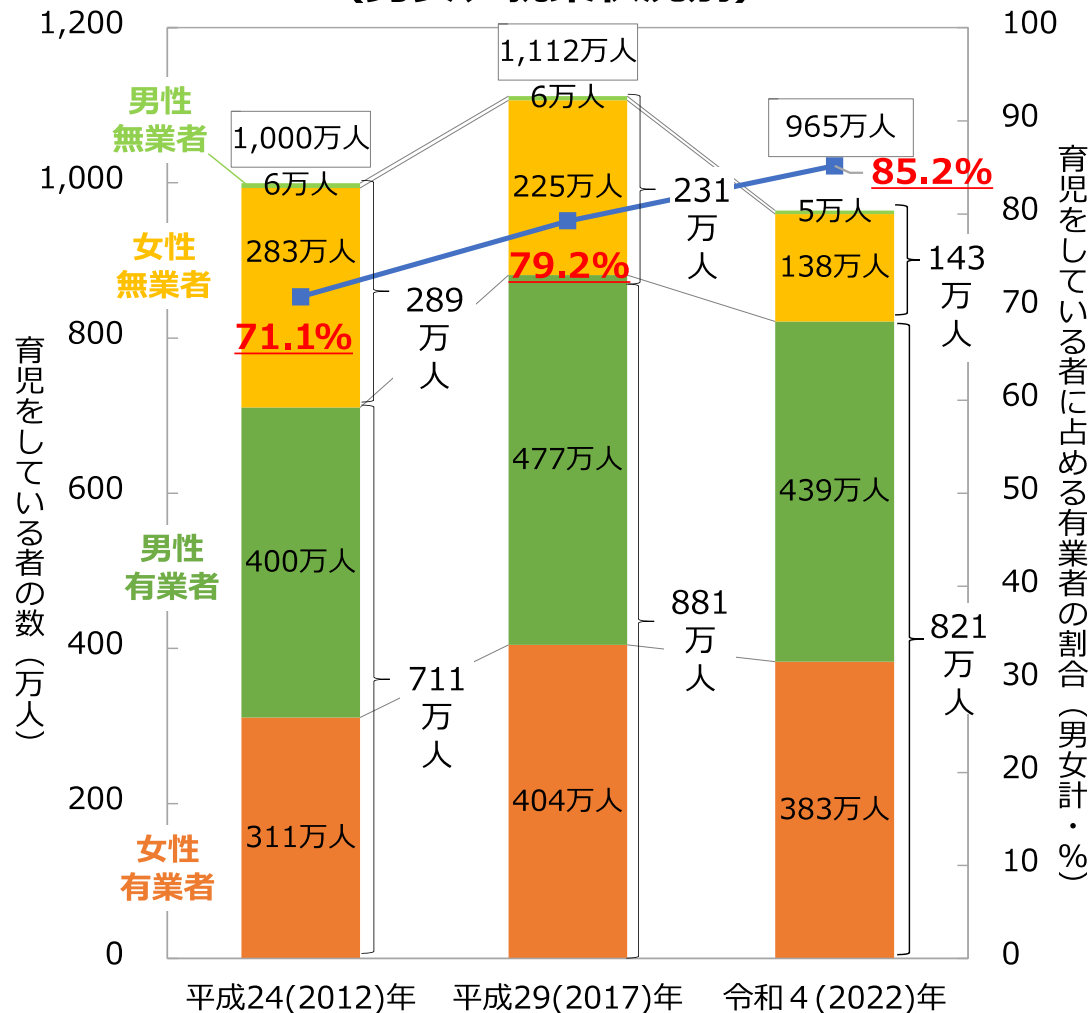
3. 各年10月1日現在の年齢で調査しているため、生まれ年には実際には3か月のずれがある。（例：2003～2007年生まれには、実際には2002年10月～2007年9月生まれの人が含まれている。）

4. 「65歳以上」は該当年以前に生まれた人も含む値。

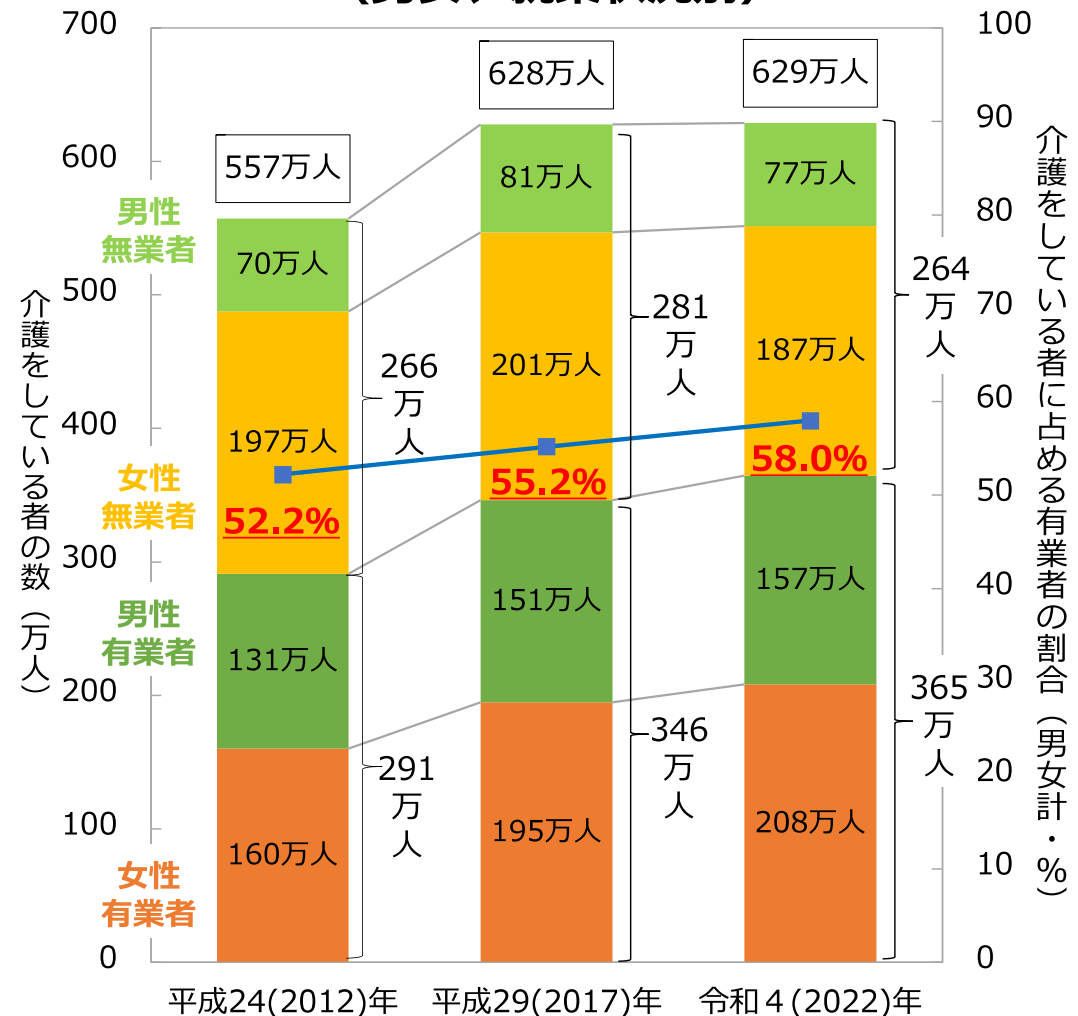
第1節 社会構造の変化と男女で異なる健康課題

- ・ 近年、未就学児の育児をする者及び家族の介護をする者に占める**有業者の割合が上昇**。
- ・ 育児・介護ともに、依然として担い手は、男性よりも**女性の方が多い**。

特－5図 未就学児の育児をしている者の推移
(男女、就業状況別)



特－7図 家族の介護をしている者の推移
(男女、就業状況別)



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。

2. 「育児をしている」とは、小学校入学前の未就学児を対象とした育児(乳幼児の世話や見守りなど)をいい、孫、おい・めい、弟妹の世話などは含まない。

3. 「家族の介護をしている」には、介護保険制度で要介護認定を受けていない者や、自宅外にいる家族の介護も含まれる。

ただし、病気などで一時的に寝ている者に対する介護は含まない。

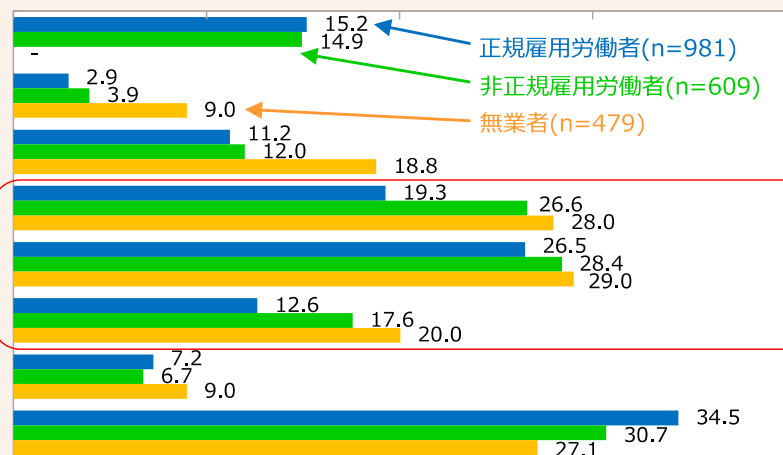
第2節 仕事、家事・育児等と健康課題の両立

- ・気になる症状への対処法として「休暇・休憩をとる」「市販の薬やサプリメント等を飲む」「病院等に行く」を挙げる割合が高いが、「**特に対処していない**」とする割合も3～4割。

特－38図 最も気になる症状への対処法（男女、年齢階級、就業状況別）

＜女性＞

(複数回答) (%)



20～39歳

仕事の量や時間、働き方（在宅勤務など）を調整している

仕事を辞めた・別の仕事に転職した

家事・育児・介護などの時間や量を調整している

ひどい時は休暇をとっている・休んでいる

市販の薬や漢方、サプリメントを飲んで

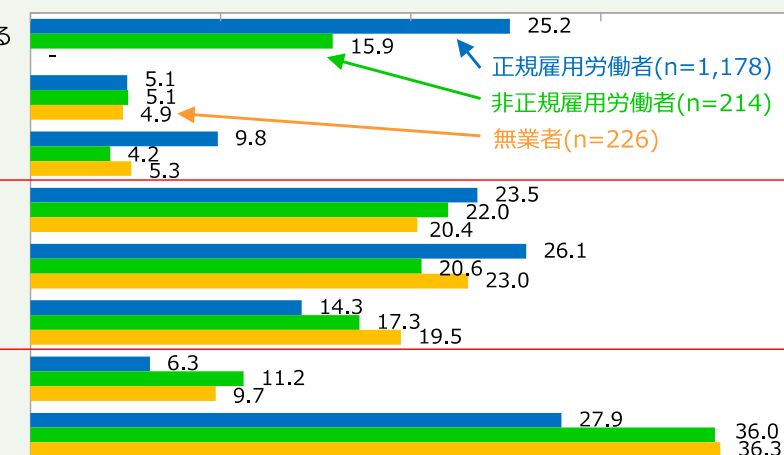
病院や診療所に行っている

それ以外の治療・対処をしている

特に上記のようなことはしていない

＜男性＞

(複数回答) (%)



40～69歳

仕事の量や時間、働き方（在宅勤務など）を調整している

仕事を辞めた・別の仕事に転職した

家事・育児・介護などの時間や量を調整している

ひどい時は休暇をとっている・休んでいる

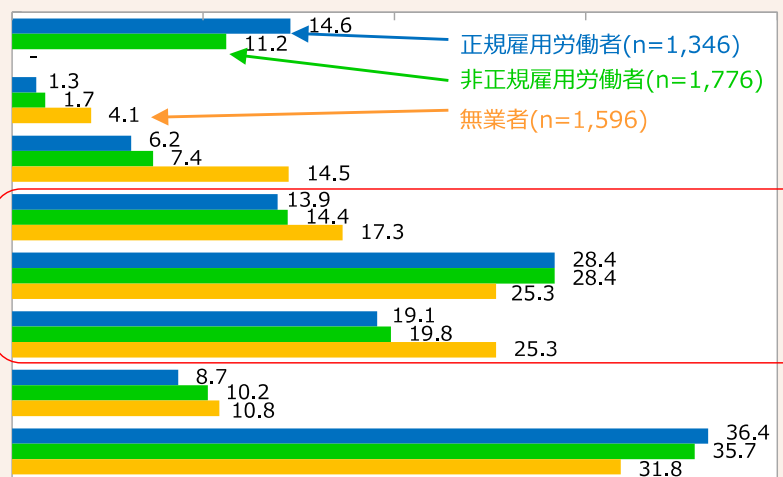
市販の薬や漢方、サプリメントを飲んで

病院や診療所に行っている

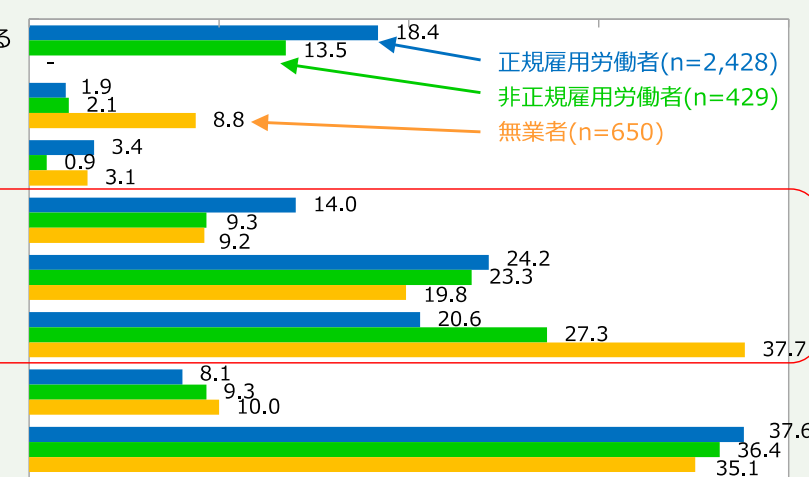
それ以外の治療・対処をしている

特に上記のようなことはしていない

(複数回答) (%)



(複数回答) (%)



（備考） 1. 「令和5年度 男女の健康意識に関する調査」（令和5年度内閣府委託調査）より作成。

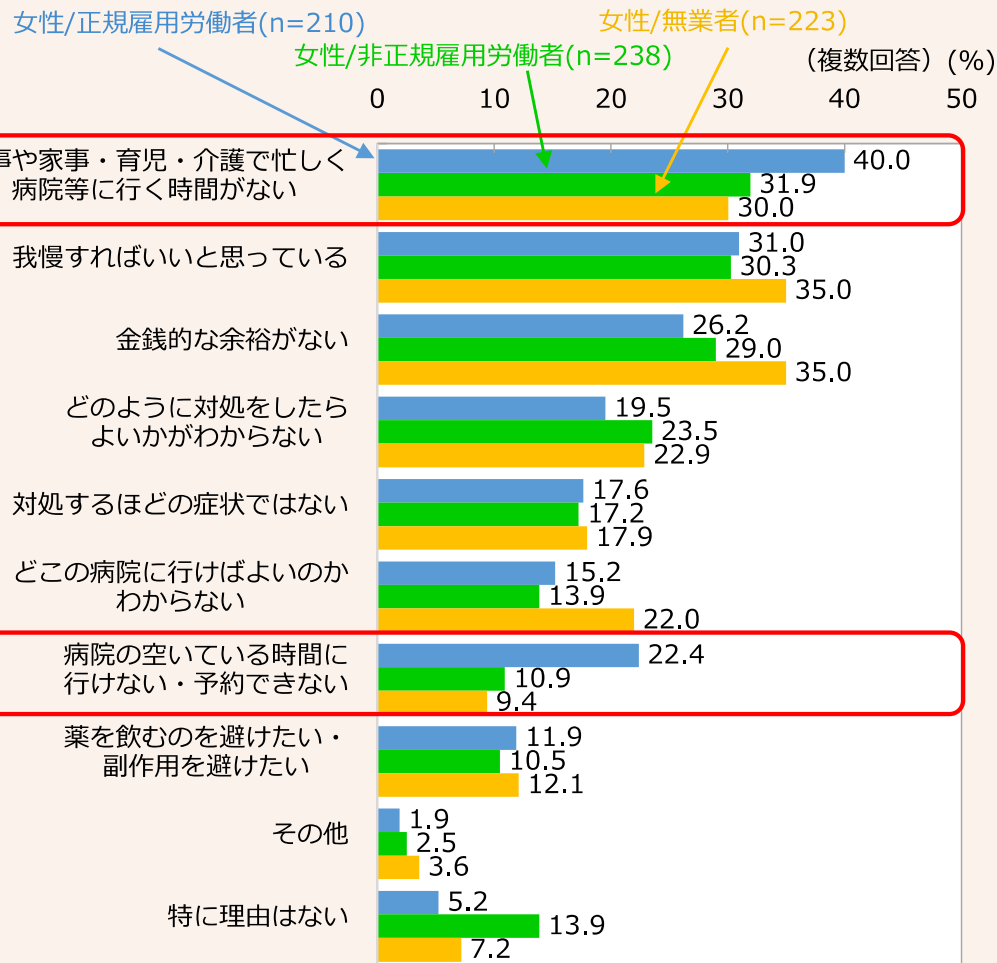
2. 過去1か月の間で最も気になる症状があると回答した者に対して、「最も気になる症状について、どのように対処していますか。（いくつでも）」と質問。

第2節 仕事、家事・育児等と健康課題の両立

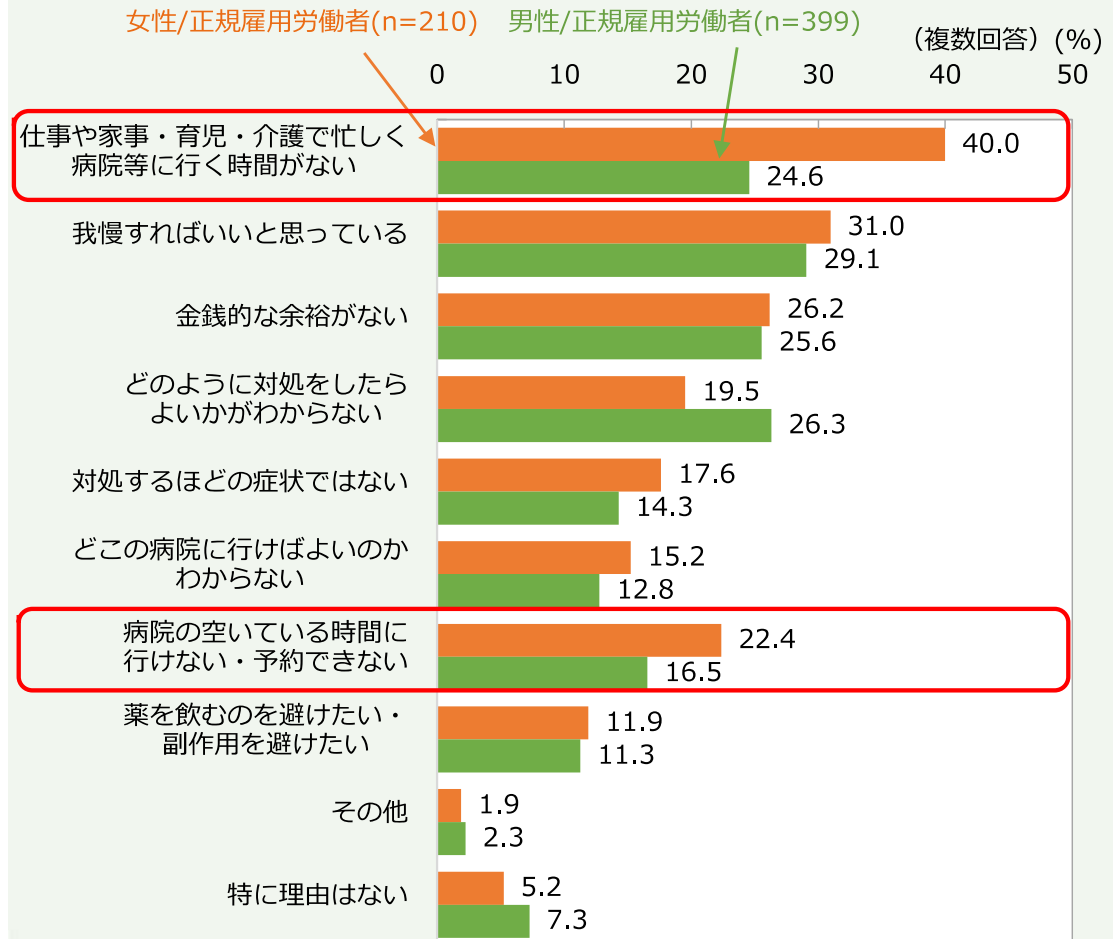
- 子育て中の正規雇用労働者の女性は「仕事や家事・育児等で忙しく病院等に行く時間がない」「病院が空いている時間に行けない」ため、気になる症状に十分に対処できていないことが多い。

特-40図 最も気になる症状に十分に対処できていない理由（小学生以下の子供と同居している者）

＜女性・就業状況別＞



＜正規雇用労働者・男女別＞



(備考) 1. 「令和5年度 男女の健康意識に関する調査」（令和5年度内閣府委託調査）より作成。

2. 過去1か月の間で最も気になる症状があり、症状に「十分に対処できていない」又は「どちらかといえば十分に対処できていない」と回答した者に対して、「最も気になる症状について、十分に対処できていない理由は何ですか。（いくつでも）」と質問。

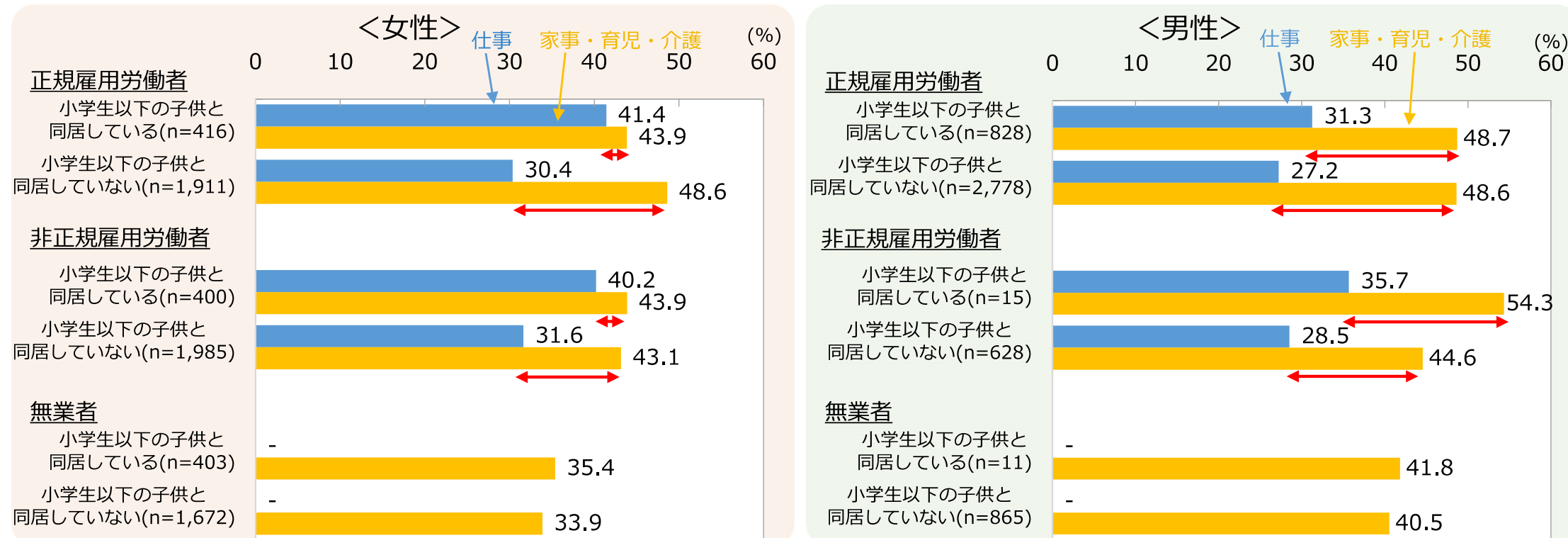
3. 男性の非正規雇用労働者及び無業者は、nが少ないため非掲載。

第2節 仕事、家事・育児等と健康課題の両立

- ・ 気になる症状があったときのプレゼンティーズム※損失割合は、仕事よりも家事等の方が高い。健康課題を抱えていると、仕事よりも**家事・育児等に影響が及ぶと認識している**ことがうかがえる。
- ・ **小学生以下の子供と同居している有業の女性**は、仕事と家事等のプレゼンティーズム損失割合が同程度となっており、健康課題により**仕事にも家事・育児等にも影響が及ぶと自身で認識している**と推測されるため、両立支援が重要。

※プレゼンティーズムとは、何らかの不調を抱えた状態で出社し本来のパフォーマンスが発揮できない状態を指し、出来がどの程度か（生産性）をアンケートによる自己評価等を用いて測定する。なおここでは、家事・育児・介護についても、体調不良を抱えた状態での出来（生産性）という意味で用いている。

特-41図 最も気になる症状があったときの「仕事」と「家事・育児・介護」のプレゼンティーズム損失割合（男女、小学生以下の子供との同居の有無別）



（備考） 1. 「令和5年度 男女の健康意識に関する調査」（令和5年度内閣府委託調査）より作成。

2. 「通常時（気になる症状がない時）の仕事や家事・育児・介護の出来を100%として、ここ1か月の間で最も気になる症状があった時の、自身の仕事や家事・育児・介護の出来を評価してください。」と質問。

例えば、不調があるために通常時と比べて出来が20%下がるといった場合は、「80%」と回答する。なお、仕事については有業者のみに質問。

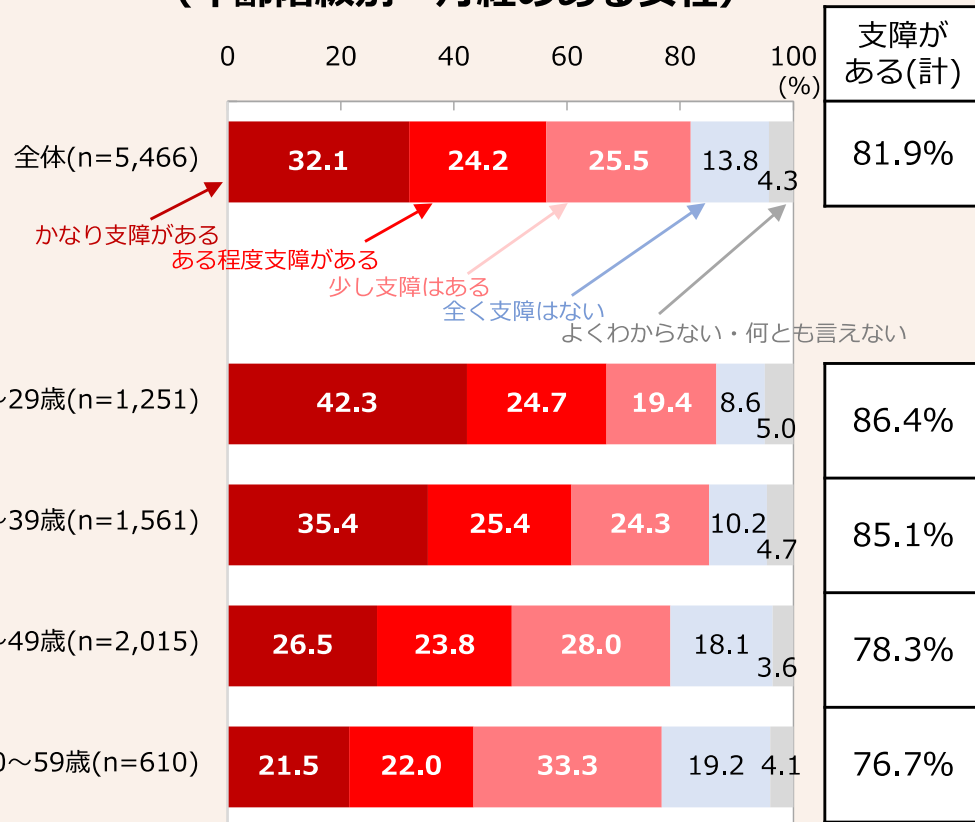
3. プレゼンティーズム損失割合=100%-2. の質問から算出した数値の平均値。

4. 男性の非正規雇用労働者及び無業者はサンプルが僅少のため、結果の読み取りに留意が必要。

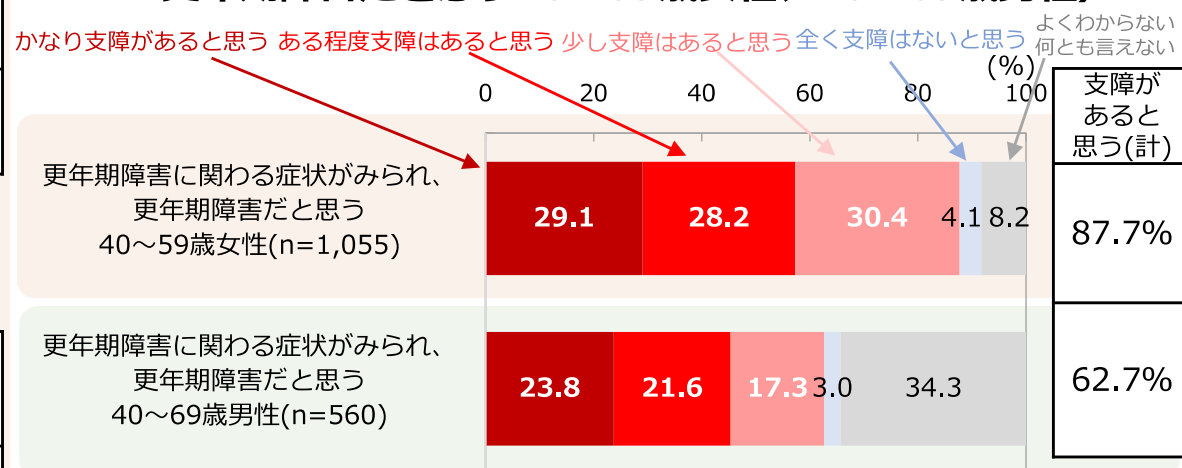
第2節 仕事、家事・育児等と健康課題の両立

- ・ 月経のある女性の**8割**が月経不調により生活（仕事や家事・育児・介護）への「**支障がある**」。
特に**20代・30代女性**では**9割**が生活への**支障があり**、うち**4割**は「**かなり支障がある**」。
- ・ 更年期障害の自覚のある**女性の9割**、**男性の6割**が、生活への「**支障があると思う**」。

特－51図 月経不調の生活への支障の程度
(年齢階級別・月経のある女性)



特－60図 更年期障害に関わる症状の生活への支障の程度
(男女別・更年期障害に関わる症状がみられ、更年期障害だと思う40～59歳女性、40～69歳男性)



更年期障害に関わる代表的な症状

【女性】

身体的な症状…のぼせ、顔のほてり、動悸、異常な発汗、頭痛、めまい、腰や背中痛み、目の痛み
精神的な症状…イライラ、不安、うつ、不眠、無気力
(出典：日本産科婦人科学会 日本産婦人科医会 「産婦人科診療ガイドライン 婦人科外来編2023」)

【男性】

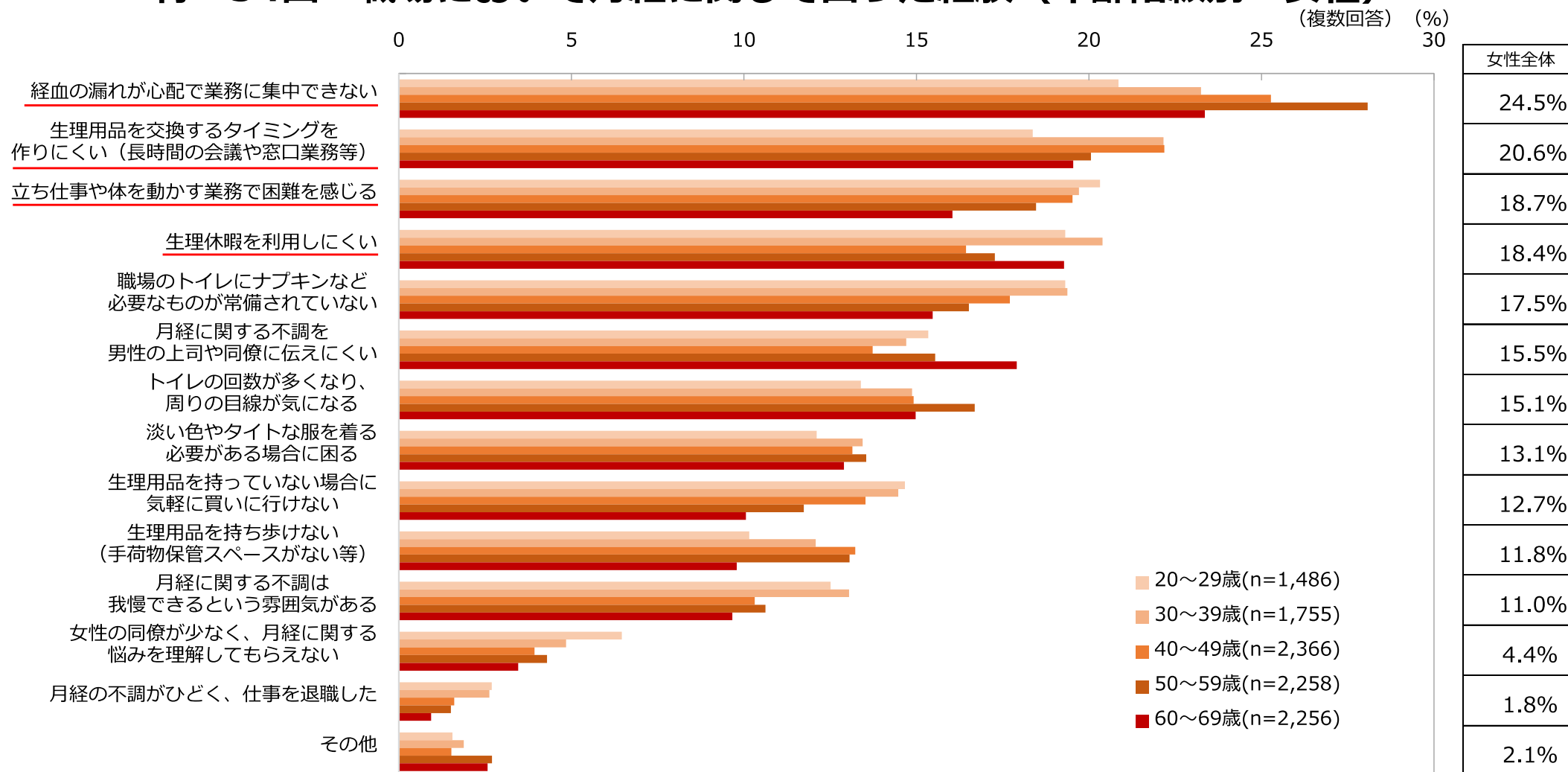
身体的な症状…疲れやすい、ほてり、体力の低下、女性化乳房、陰毛減少
精神的な症状…イライラ、物悲しい、うつ、不眠、興味の低下、集中力・記憶力の低下
性機能…性欲低下、機能不全(ED)
(参考：日本内分泌学会 日本メンズヘルス医学会 「男性の性腺機能低下症ガイドライン2022」)

- (備考) 1. 「令和5年度 男女の健康意識に関する調査」(令和5年度内閣府委託調査)より作成。
2. 月経不調については、過去1年の間の月経(生理)の状況について「定期的に月経がある」、「定期的ではないが月経はある」、「妊娠中又は出産後のため月経がとまっている」、「低用量ピル等で月経をコントロールしている」と回答した者に、具体的な月経不調(8項目)による生活への支障の程度を質問。
1項目でも「かなり支障がある」と回答した者は「かなり支障がある」、左記以外で1項目でも「ある程度支障がある」と回答した者は「ある程度支障がある」、左記以外で1項目でも「少し支障はある」と回答した者は「少し支障はある」、左記以外で1項目でも「全く支障はない」と回答した者は「全く支障はない」、全項目について「よくわからない・何とも言えない」と回答した者は「よくわからない・何とも言えない」に該当する者として集計。60代はnが少ないため非掲載。
3. 更年期障害に関わる症状については、一般的に、女性は40代及び50代、男性は40代以降で現れることが多いため、その年代を集計対象としている。
4. 「支障がある(と思う)(計)」は、「かなり支障がある(と思う)」、「ある程度支障がある(と思う)」及び「少し支障はある(と思う)」の累計値。

第2節 仕事、家事・育児等と健康課題の両立

- ・職場において、月経に関して困った経験については、「経血の漏れが心配で業務に集中できない」「生理用品を交換するタイミングを作りにくい」「立ち仕事や体を動かす業務で困難を感じる」「生理休暇を利用しにくい」を挙げる割合が高い。

特－54図 職場において月経に関して困った経験（年齢階級別・女性）



(備考) 1. 「令和5年度 男女の健康意識に関する調査」（令和5年度内閣府委託調査）より作成。

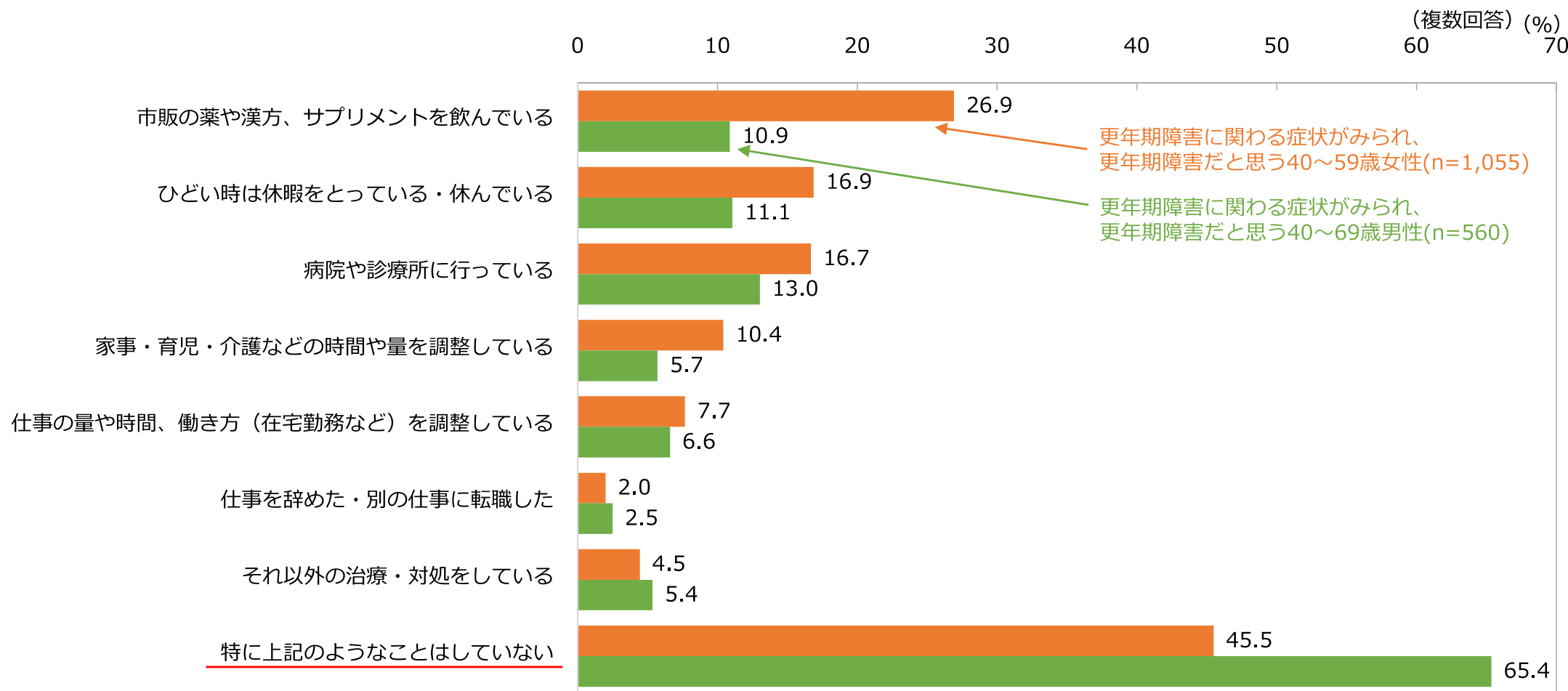
2. 「職場において、月経（生理）に関して、困った経験はありますか。（いくつでも）」と質問。

「閉経した方は、閉経前に働いていたときのこと（月経（生理）があった時の事）全体を思い出してお選びください。」と聞いている。

第2節 仕事、家事・育児等と健康課題の両立

- ・更年期障害に関わる症状への対処法をみると、女性では市販薬等の服用の割合が最も高い。
- ・一方で、**男性の7割、女性の5割は特に対処していない。**

特－61図 更年期障害に関わる症状への対処法
(男女別・更年期障害に関わる症状がみられ、更年期障害だと思う40～59歳女性、40～69歳男性)



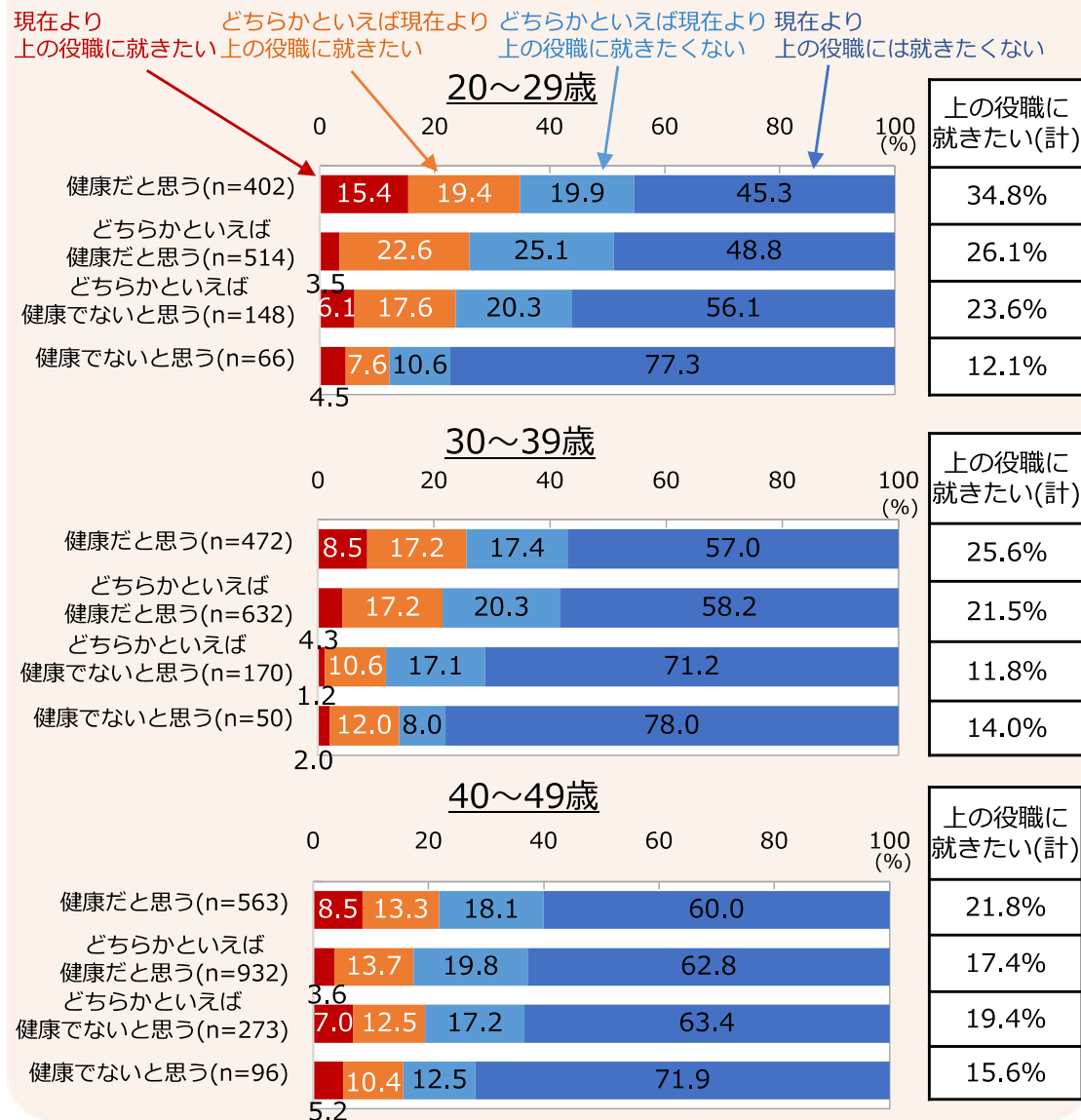
(備考) 1. 「令和5年度 男女の健康意識に関する調査」(令和5年度内閣府委託調査)より作成。
2. 「更年期障害に関わる症状に対して、この1年の間にやっていることはありますか。(いくつでも)」と質問。
3. 一般的に、女性は40代及び50代、男性は40代以降で更年期障害に関わる症状が現れることが多いため、その年代を集計対象としている。

第2節 仕事、家事・育児等と健康課題の両立

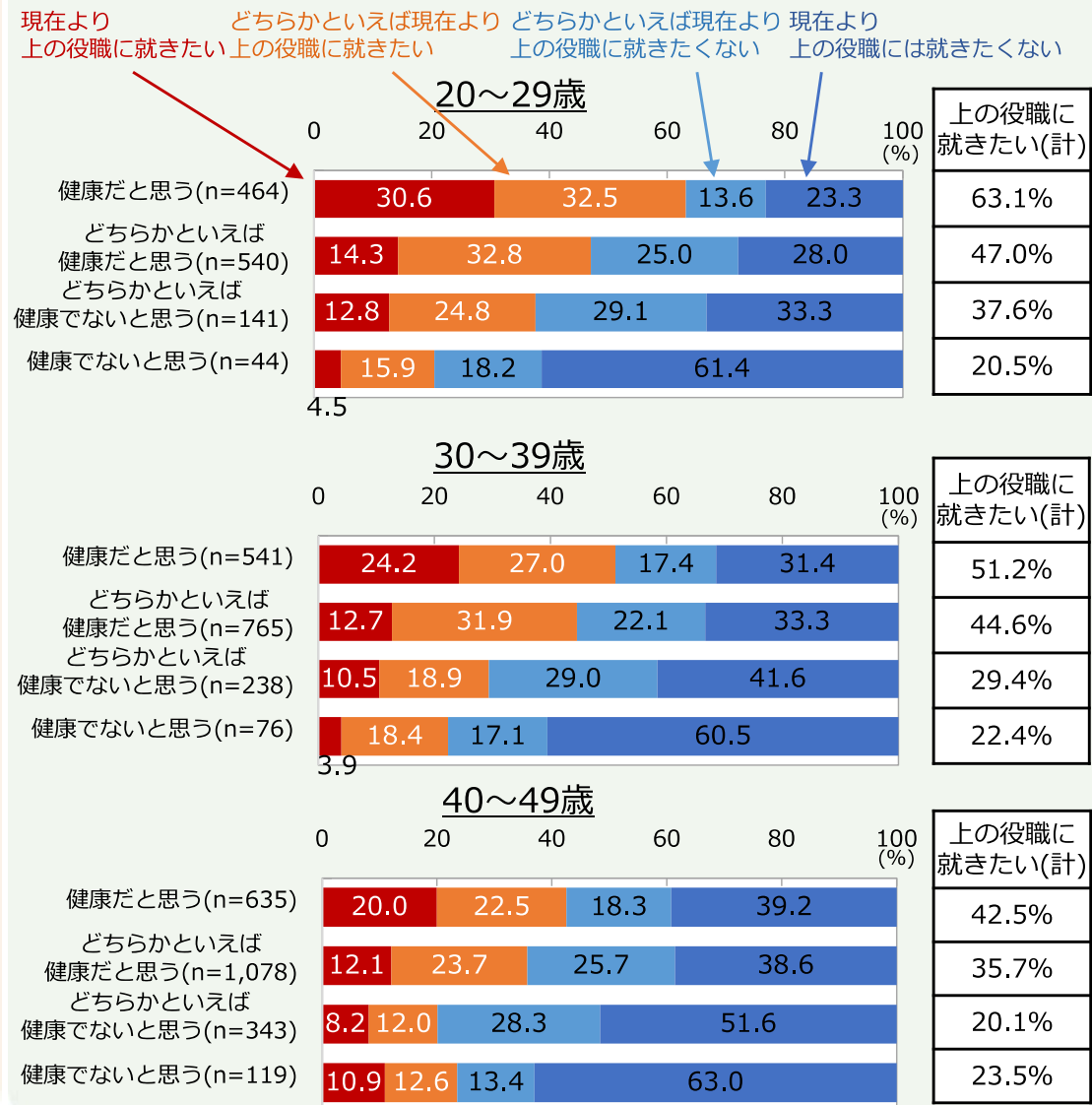
- ・男女ともに健康認識が高い方が、昇進意欲が高い傾向。

特－62図 健康認識と昇進意欲（男女、年齢階級別・有業者）

＜女性＞



＜男性＞

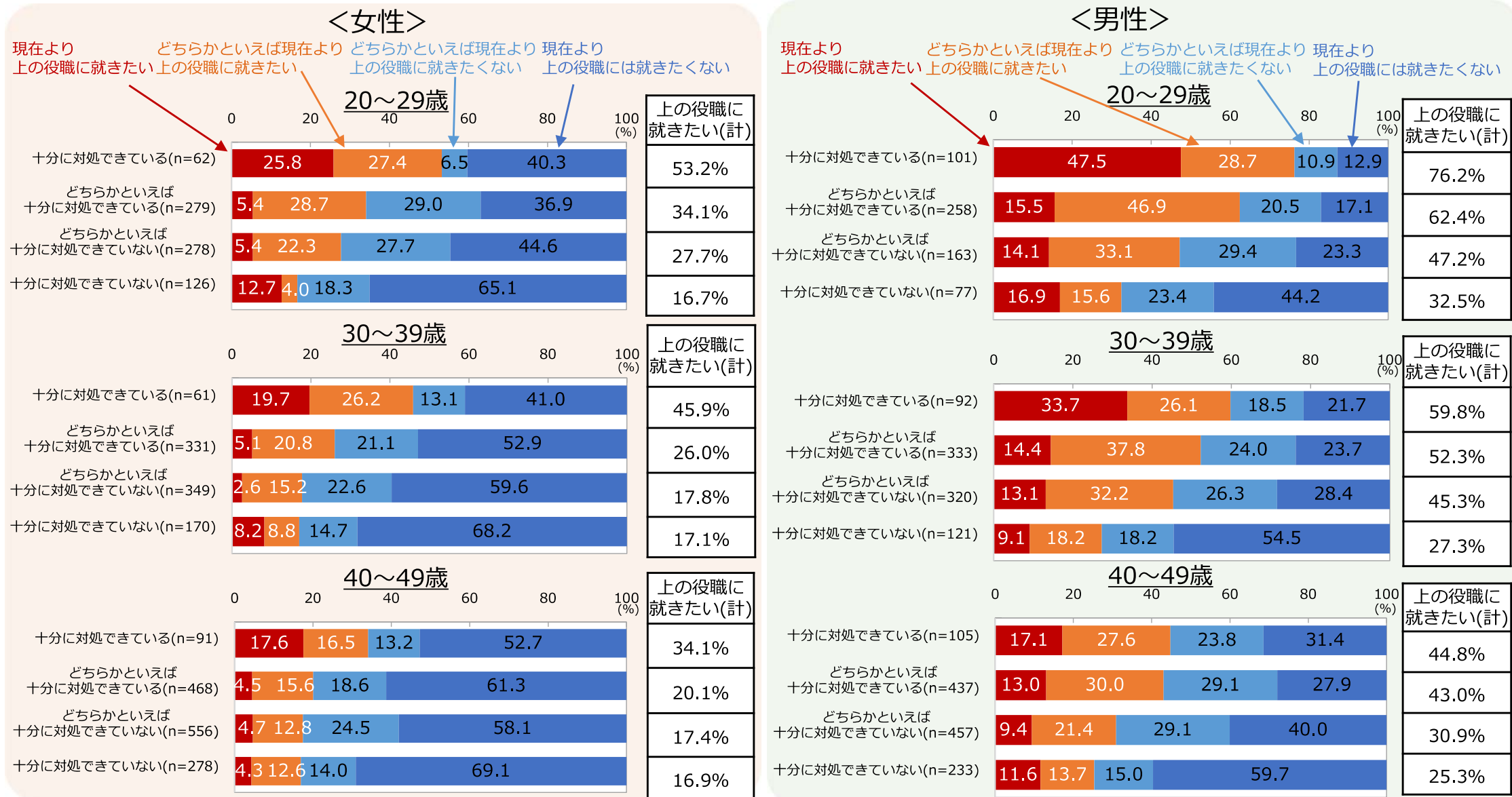


- （備考） 1. 「令和5年度 男女の健康意識に関する調査」（令和5年度内閣府委託調査）より作成。
 2. 「あなたは、自分が健康だと思いますか。（1つ）」、「あなたは、現在の立場より、上の役職に就きたいと思いますか。（1つ）」と質問。
 3. 「上の役職に就きたい(計)」は、「現在より上の役職に就きたい」及び「どちらかといえば現在より上の役職に就きたい」の累計値。

第2節 仕事、家事・育児等と健康課題の両立

- 男女ともに最も気になる症状に対処できているとする方が、昇進意欲が高い傾向。

特－63図 最も気になる症状への対処状況と昇進意欲（男女、年齢階級別・有業者）



（備考） 1. 「令和5年度 男女の健康意識に関する調査」（令和5年度内閣府委託調査）より作成。

2. 過去1か月の間で最も気になる症状があると回答した者に対して、「最も気になる症状について、十分に対処できていますか。（1つ）」、「あなたは、現在の立場より、上の役職に就きたいと思いますか。（1つ）」と質問。

3. 「上の役職に就きたい(計)」は、「現在より上の役職に就きたい」及び「どちらかといえば現在より上の役職に就きたい」の累計値。

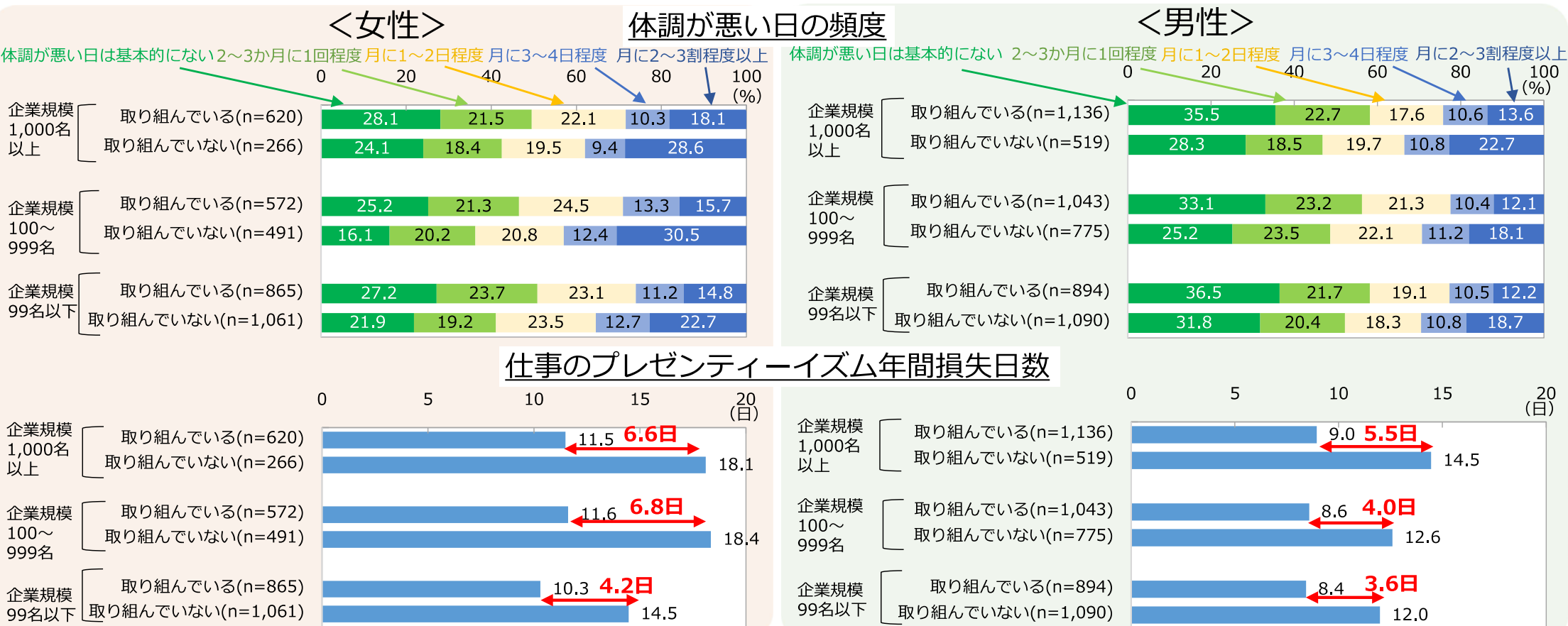
第2節 仕事、家事・育児等と健康課題の両立

- ・企業規模にかかわらず、勤務先が健康経営※に取り組んでいる方が、体調が悪い日の頻度が低い。
- ・健康経営により、プレゼンティーズム年間損失日数を年間4～7日程度減らすことができ、女性の方が減少日数も多い。

※健康経営とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。経済産業省の健康経営度調査では、任意健診・検診の受診勧奨や受診率向上のための取組、従業員等の健康意識向上のための教育の実施、女性特有の健康課題に対する取組等を調査している。

特-66図 健康経営の効果

(男女、勤務先の企業規模、健康経営取組の有無別・雇用されている者及び会社などの役員)

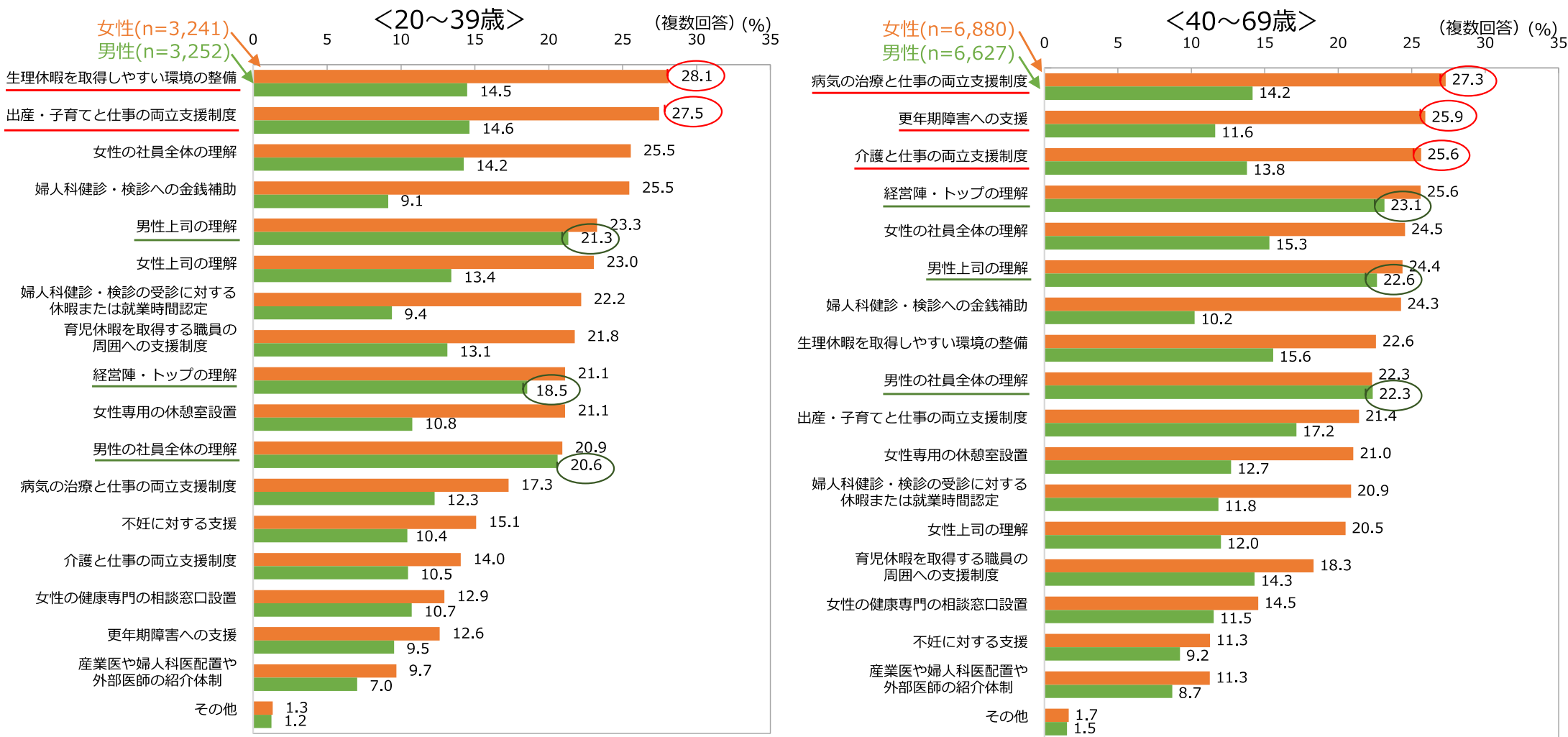


- (備考) 1. 「令和5年度 男女の健康意識に関する調査」(令和5年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 「取組んでいる」は、勤務先の健康経営全般の取組に対し「かなり取組んでいる」又は「ある程度取組んでいる」と回答した者、「取組んでいない」は、「あまり取組んでいない」又は「全く取組んでいない」と回答した者を集計。
 3. 仕事のプレゼンティーズム年間損失日数は、正規雇用労働者は年間勤務日数を245日と仮定、非正規雇用労働者は実際の1週間の勤務日数×52週を乗じて算出した年間勤務日数に、体調が悪い日の頻度及び体調が悪いときの仕事のプレゼンティーズム損失割合を乗じて算出した。

第2節 仕事、家事・育児等と健康課題の両立

- ・20～39歳女性では、「**生理休暇**を取得しやすい環境」「**出産・子育てと仕事の両立支援**」、40～69歳女性では、「**病気の治療**と仕事の両立支援」「**更年期障害支援**」「**介護と仕事の両立支援**」を職場に求める割合が高い。
- ・男性は年代にかかわらず、**経営陣・トップ**、**男性上司**、**男性社員の理解**を挙げる割合が高い。

特－67図 女性特有の健康課題に対して、どのような配慮があると働きやすいと思うか（男女、年齢階級別）



(備考) 1. 「令和5年度 男女の健康意識に関する調査」(令和5年度内閣府委託調査)より作成。

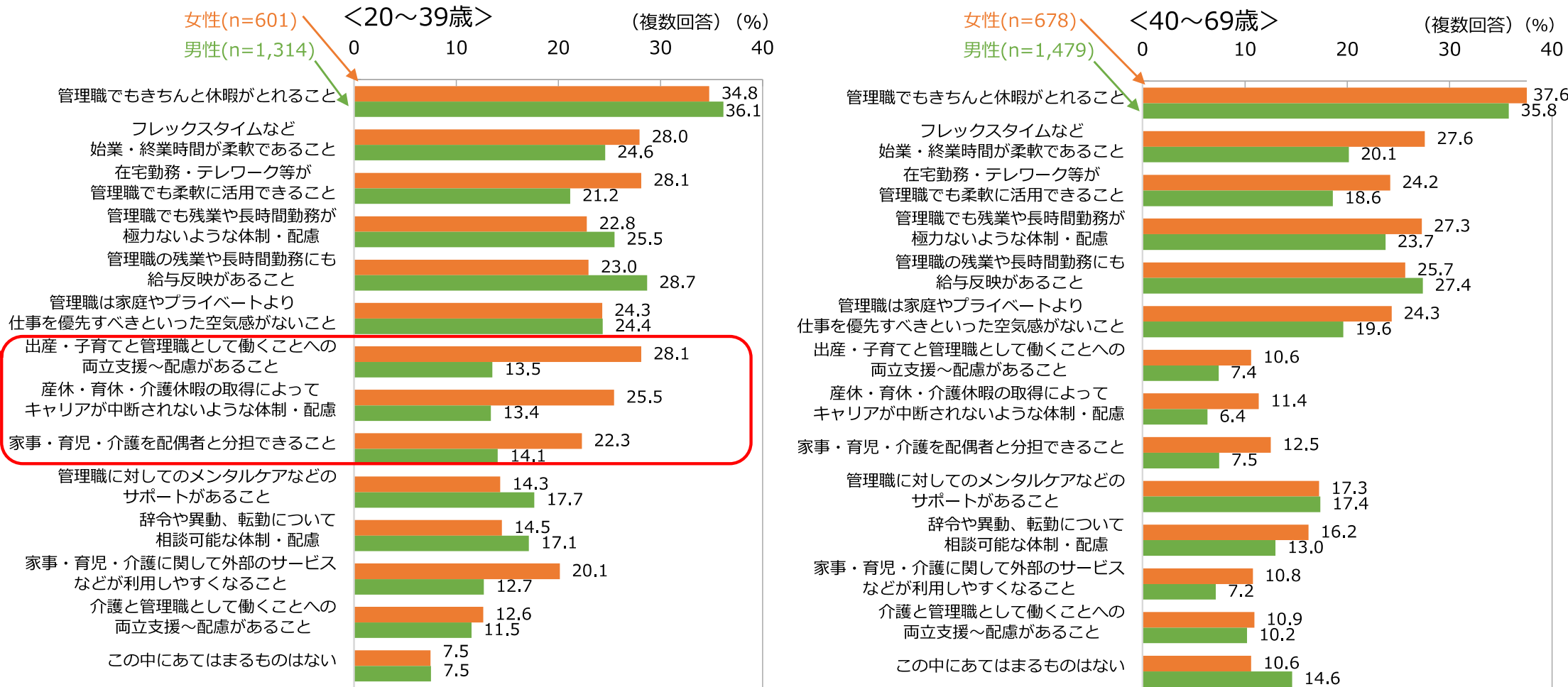
2. 「女性特有の健康課題に対して、職場にどのような配慮があると働きやすいと思いますか。(いくつでも)」と質問。

※「現在働いていない人は、『こんな制度があったら女性が働きやすそう』と思うものをお選びください。」と聞いている。

第3節 両立支援は新たなステージへ

- ・管理職として働く条件として、男女、年代を問わず「**管理職でもきちんと休暇がとれること**」の割合が最も高い。
- ・20～39歳女性では「**出産・子育てとの両立支援**」「**育休等によってキャリアが中断されない体制・配慮**」「**育児等を配偶者と分担できること**」が、40～69歳女性及び男性に比べて高い。

特-68図 どんなことがあれば管理職として働けそうか（男女、年齢階級別・有業者のうち昇進意欲のある者）



（備考） 1. 「令和5年度 男女の健康意識に関する調査」（令和5年度内閣府委託調査）より作成。
 2. 「仕事において、どんなことがあれば、管理職として働きたい・働けそうだと思いますか。仕事上の能力以外の要素についてお選びください。（いくつでも）」と質問。
 3. 現在働いている者のうち、「現在より上の役職に就きたい」又は「どちらかといえば現在より上の役職に就きたい」と回答した者を対象に集計。

第3節 両立支援は新たなステージへ

- ・ 人生100年時代において、男女ともに自らが**健康であり、自らの能力を発揮できる環境**が重要。
- ・ 少子高齢化の進展の中で、労働力の確保・労働生産性の向上のためにも健康支援は必要不可欠。
- ・ これらが、**持続可能な形で自らの理想とする生き方と仕事の両立**を可能にする要素になり得る。

「昭和モデル」

- ・ 家庭や健康管理は専業主婦の妻に任せ、夫は仕事にまい進する社会
- ・ 男性中心の職場環境
- ・ 長時間労働や転勤を当然とする雇用慣行

社会構造・人口構造等の変化

- ✓ 少子高齢化
- ✓ 生産年齢人口の減少
- ✓ 家族の姿の変化、人生の多様化

男女ともに希望する誰もが 生き生きと活躍できる社会

人生100年時代

- ・ 女性だけでなく、男性を含む全ての人が働き方を変革
- ・ 男女ともに子育てや介護をしながら働ける
- ・ 仕事と健康を両立できる
- ・ 誰もが希望する生き方を選択

社会

全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会
「令和モデル」の実現には、**「健康」が基盤**

- ・ 女性管理職の増加
- ・ 従業員のプレゼンティーズム改善
- ・ 生産性の向上
- ・ 持続的な経済成長

企業

- 男女の特性や年齢に応じた健康支援や健康経営の推進
- フェムテック活用等による働く女性の健康支援
- 相談しやすい環境の整備
- 柔軟な働き方の整備（テレワーク、フレックス勤務等）
- 長時間労働の是正と業務の効率化

健康の維持・増進

- ・ 女性の経済的自立
- ・ 中長期的な就業継続、キャリア形成
- ・ ウェルビーイング向上
- ・ 健康寿命の延伸

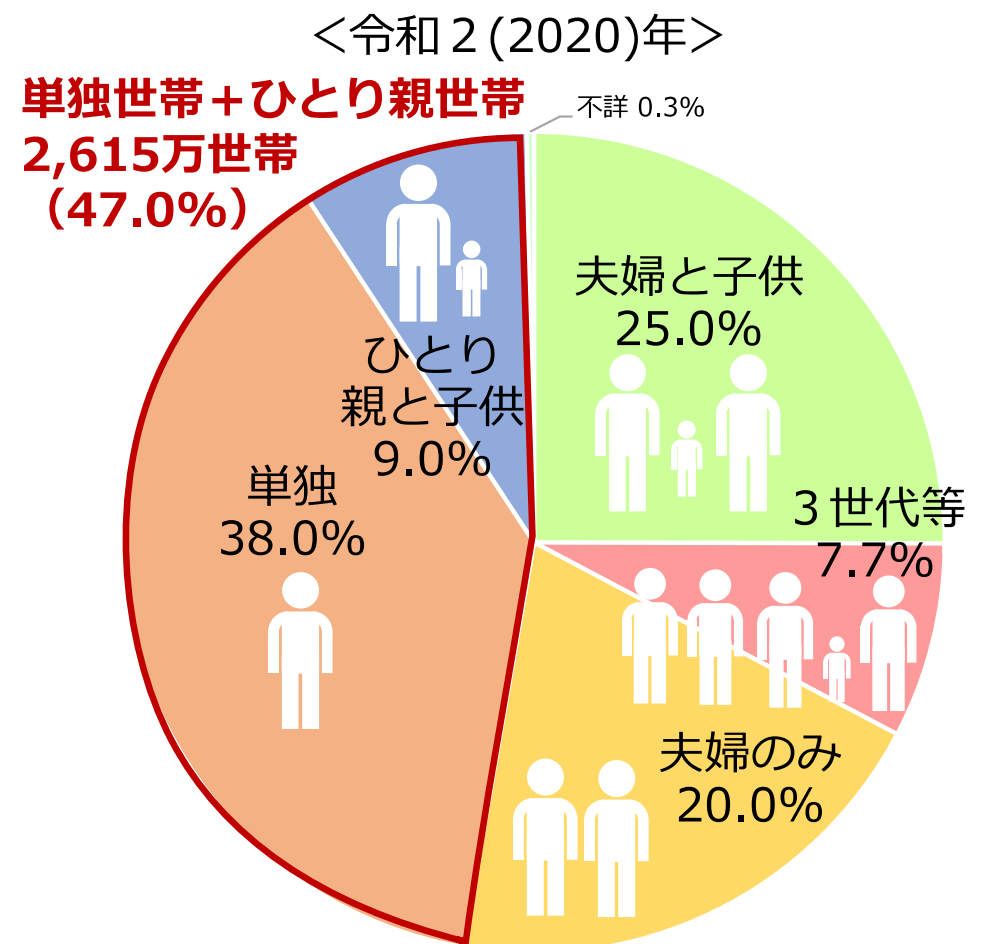
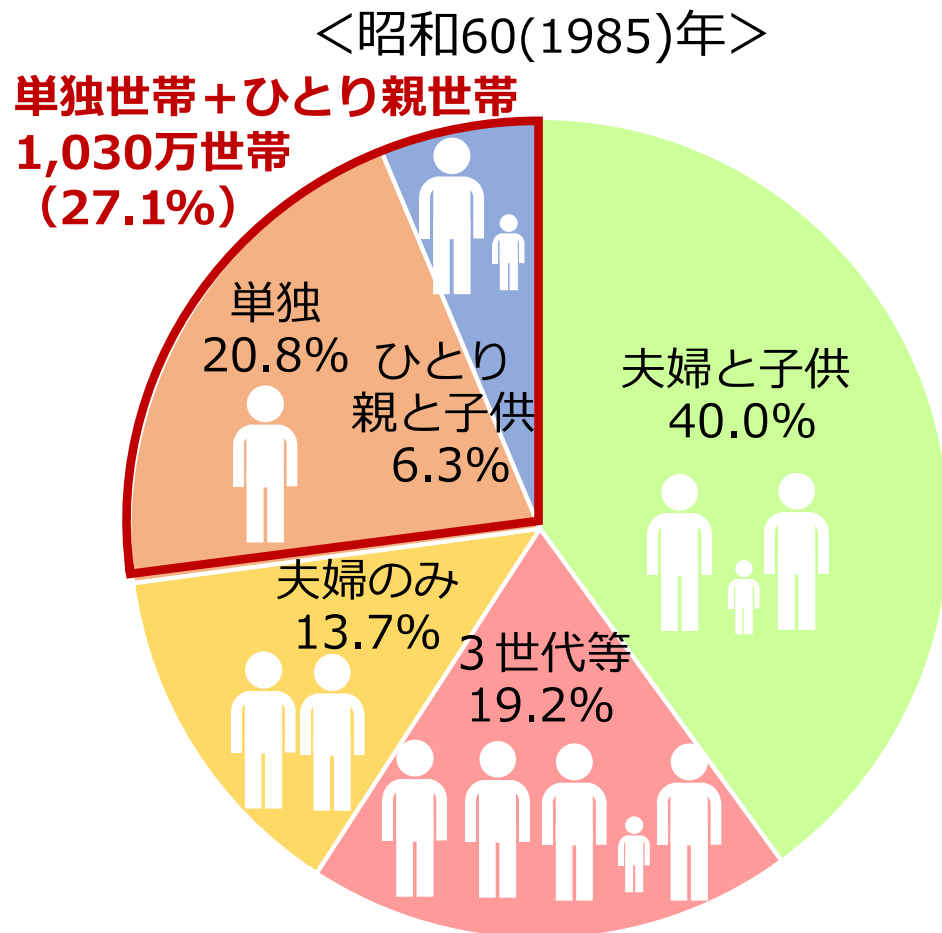
個人
(従業員)

- 健康に関する正しい知識の習得
- 男女の特性を踏まえた互いの健康課題への理解
- 適切な通院や健診の受診
- 心身の健康状態の改善に向けた適切な対処（治療との両立含む）

(補足) 家族の姿の変化

- ・ 人生100年時代を迎え、我が国における**家族の姿は変化し、人生は多様化**。
- ・ 昭和60(1985)年には全世帯の4割を占めていた「夫婦と子供」の世帯は、令和2(2020)年時点では全体の25%となり、単独世帯とひとり親世帯が全体の約半数を占めるようになった。

家族の姿の変化



(備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。

2. 一般世帯に占める比率。施設等に入っている者は含まれない。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。

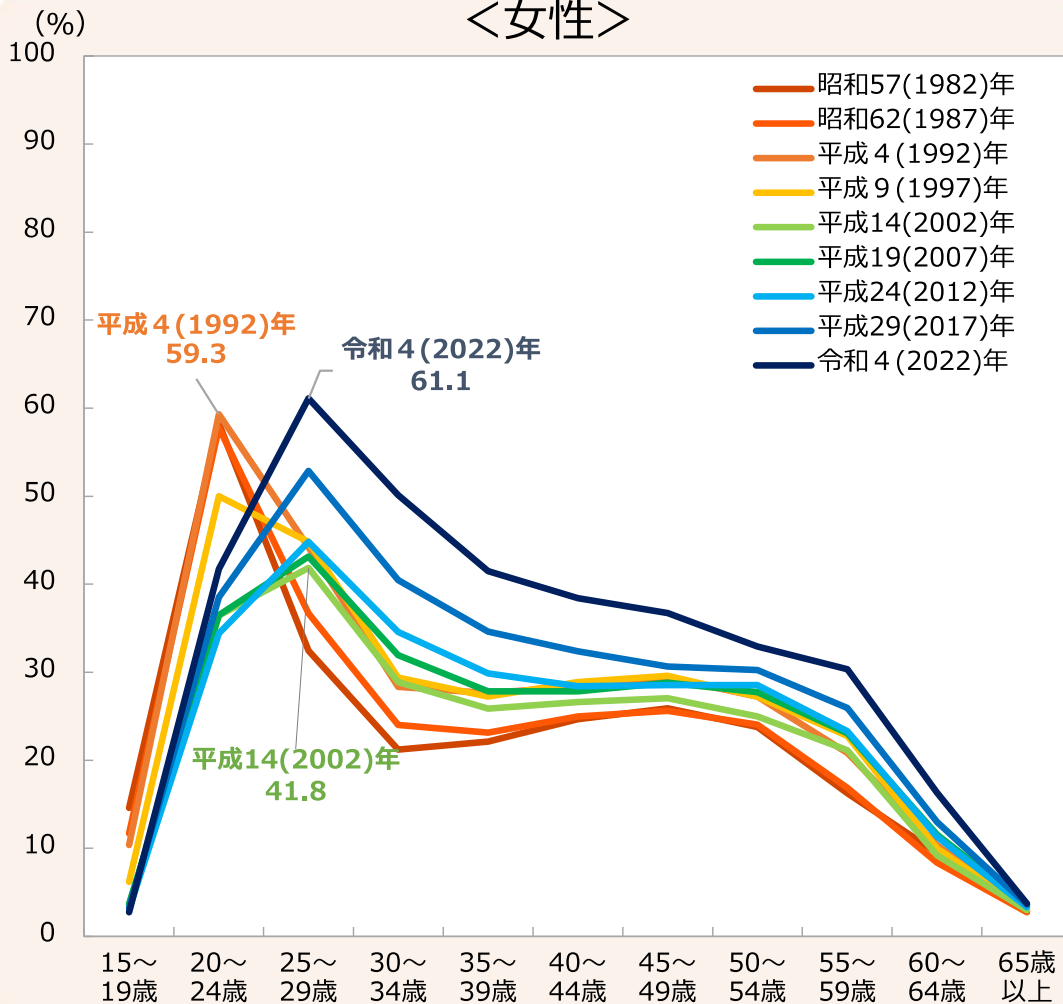
3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。

(補足) 正規雇用比率（L字カーブ）の推移

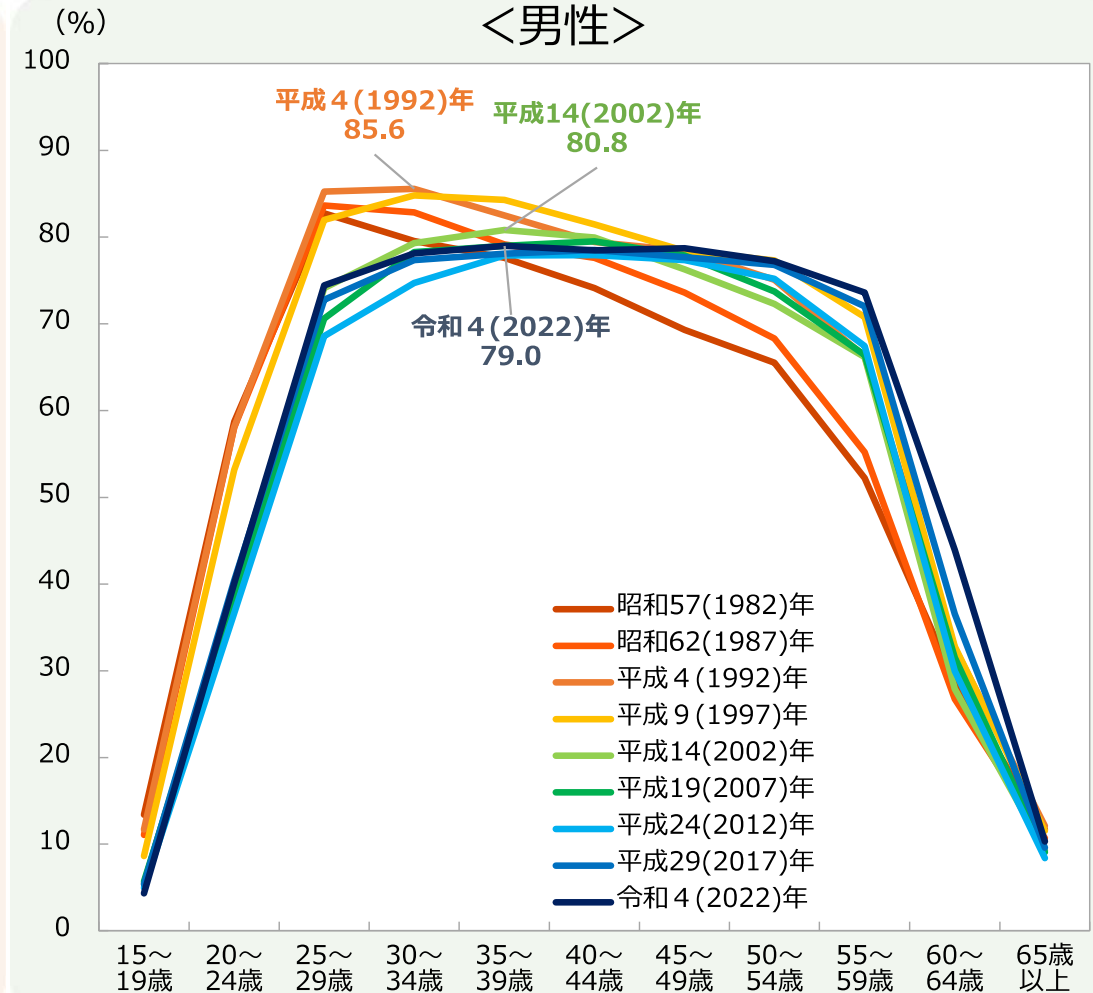
- ・女性の正規雇用比率は、20代後半をピークに、年代が上がるとともに低下するL字カーブを描いている。
- ・一方、近年、**20代から40代を中心に女性の正規雇用比率が上昇**している。

特－3図 正規雇用比率の推移（男女、年齢階級別）

<女性>



<男性>

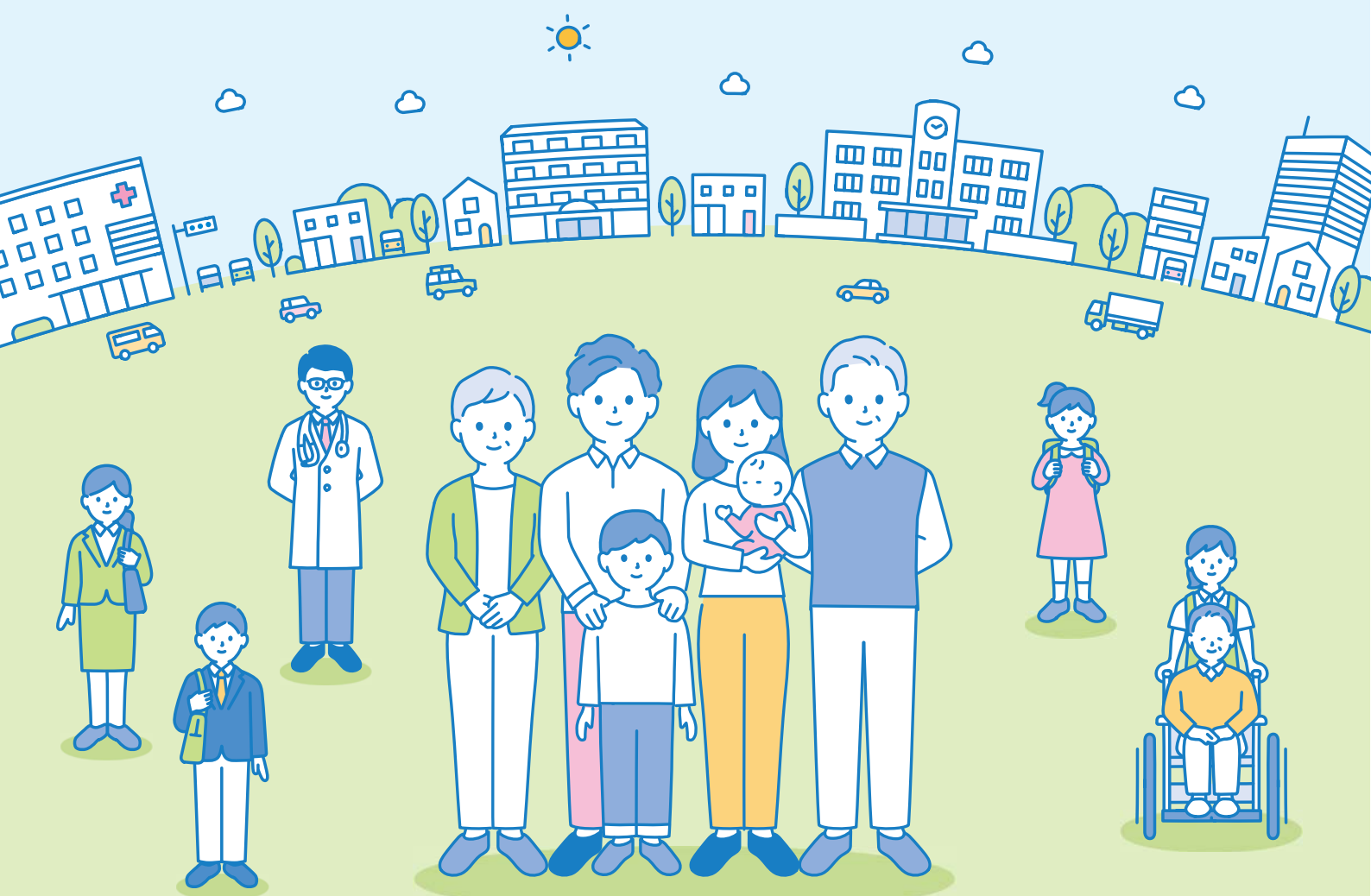


(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。
2. 正規雇用比率は、当該年齢階級人口に占める「役員」及び「正規の職員・従業員」の割合。

岐阜県

男女共同参画計画

第5次



2024年度から2028年度の5年間

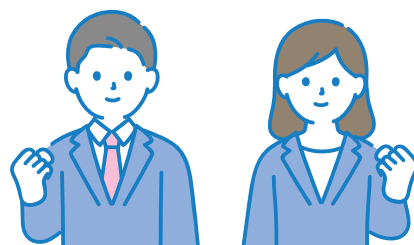
計画策定の趣旨

本県では、2003年に制定した「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」に基づき、「岐阜県男女共同参画計画（第1次～第4次）」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策を実施してきました。しかし、男女の地位の不平等感の存在や家事・育児・介護の多くを依然として女性が担っていることが明らかになりました。また、少子・高齢化が進む中、若者、特に女性の県外への流出が顕著となっており、持続可能な地域社会の実現についての課題となっています。男女共同参画社会の実現に向け、男女ともにワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事だけでなく様々な分野へ参画できる環境を整えることが重要です。そのためには、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）なく自分の意志ですべての分野に参画できる環境づくりと、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組が必要です。

こうした状況を踏まえて、本県での男女共同参画社会づくりを進めていくための指針として「岐阜県男女共同参画計画（第5次）」を作成しました。

計画期間

2024年度から2028年度の5年間



計画の背景

○政策・方針決定過程における参画の状況

- ・岐阜県の管理的職業従事者に占める女性の割合は全国と比較して低く、概ねどの産業分野においても全国を下回っています。

○就業状況

- ・就業者の従業上の地位について、全国と比較して岐阜県の女性は25歳～29歳を境に「派遣社員、パート、アルバイト、その他」の割合が多くなっています。
- ・週間就業時間が60時間以上の雇用者の割合は、男性が女性の約2.6倍です。

○ワーク・ライフ・バランスの状況

- ・仕事と家庭等を両立したいと希望していても、実際には仕事を優先せざるを得ない人が多い状況です。
- ・家事・育児・介護に携わる時間は、男女ともに若い世代が中高年世代に比べ長いものの、男性は全ての年代で女性を下回っています。

○男女間の暴力の状況

- ・DV、セクハラ被害者の多くは女性です。
- ・DV被害者の60.9%が誰にも相談していません。

○県民生活の状況

- ・健康寿命と平均寿命の差は女性の方が大きくなっています。
- ・ひとり親世帯の多くは母子世帯であり、母子世帯の平均年間就労収入は父子世帯の約6割にとどまります。

○社会状況の変化

- ・20代から30代の若者が主に「職業上」の理由により県外へ流出する傾向が続いており、特に女性において顕著となっています。

○県民意識の動向

- ・「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」、「社会全体として」の分野をはじめ、いずれの分野においても、「男性の方が優遇されている」ととらえられている傾向があります。
- ・男女がもっと平等になるために重要なことについて、「偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりの改善」が39.8%と最も高く、前回調査と比較すると12.9ポイント高くなっています。

計画の目標

この計画は、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」の基本理念を踏まえ、男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的利益を等しく受けることができ、共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現を目標とします。

また、この計画は「女性活躍推進法」に基づき、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会の実現を目指します。

計画の体系

めざす姿

男女共同参画社会の実現

政策の3つの柱

施策の方向

1

男女がともに
活躍できる
社会づくり

1

政策・方針決定過程における女性の参画拡大※

2

働く場における男女共同参画の推進※

3

地域活動等における男女共同参画の推進

4

家庭における男女共同参画の推進

2

誰もが
安全・安心に
暮らせる
社会づくり

1

男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

2

困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備

3

生涯を通じた健康支援

4

男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

3

未来の礎となる
男女共同参画社会
の基盤づくり

1

多様な生き方の選択を可能にする教育・学習の充実

2

若者に選ばれる地域づくり

3

きめ細やかな広報・啓発の展開

※は女性活躍推進法に基づく県推進計画

男女がともにあらゆる分野で、性別にかかわらず、自分らしい主体的な生き方をするための多様な選択や、最大限の能力発揮ができる男女共同参画社会の実現を目指します。

施策の方向 1 政策・方針決定過程における女性の参画拡大



- ① 政治・行政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ② 民間における方針決定過程への女性の参画拡大

審議会等における女性委員の割合の推移ー岐阜県・全国



出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

清流の国ぎふ女性の活躍推進フォーラム
(2023.10.31)



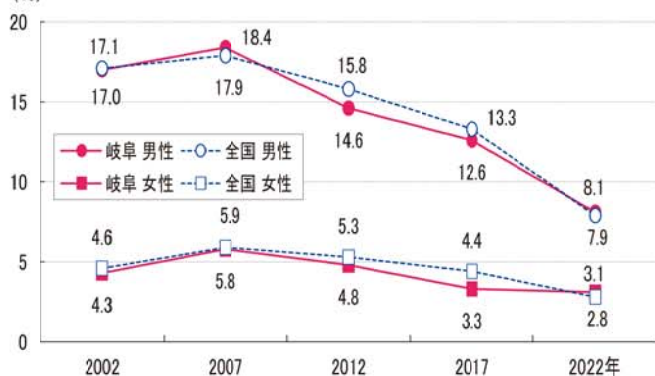
施策の方向 2 働く場における男女共同参画の推進



- ① 女性の活躍推進に向けた組織風土づくり
- ② 男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの実現
- ③ 女性の経済的自立に向けた支援
- ④ 農林畜水産業における男女共同参画の推進
- ⑤ 自営業者、起業家等に対する支援



週間就業時間が60時間以上の雇用者の割合ー岐阜県・全国 (%)



出典：総務省「就業構造基本調査」

令和5年度岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進
エクセレント企業認定式(2024.2.2)

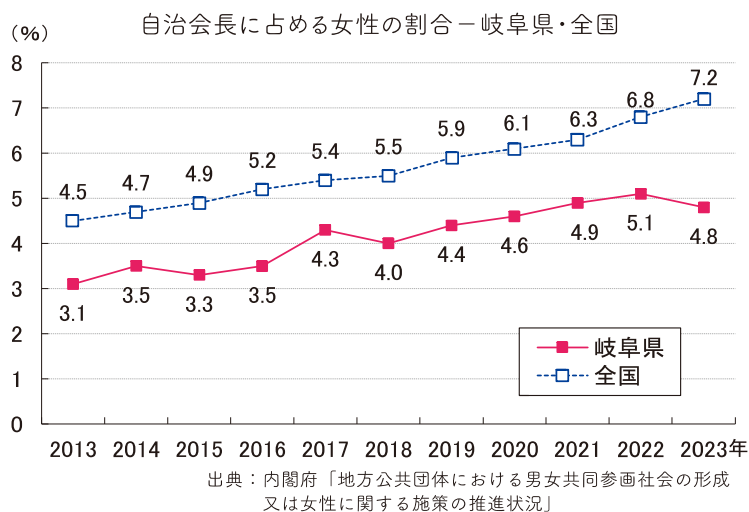


施策の方向 3 地域活動等における男女共同参画の推進



- ① 自治会活動等における男女共同参画の推進
- ② 地域おこし・まちづくり・観光分野における男女共同参画の推進
- ③ 環境分野における男女共同参画の推進

地域で男女共同参画を進めていただく方たち
(男女共同参画推進サポーター)の交流会
(2024.2.6)



施策の方向 4 家庭における男女共同参画の推進



- ① 家事・育児・介護等を男女が共に担うライフスタイルの促進
- ② 男女が共に主体的に家事・育児・介護等に参画できる環境づくり

都道府県別 家事・育児・介護等に携わる時間

順位	都道府県	家事・育児関連 総平均時間 (分/日)		
		夫	妻	夫と妻 の差
1	奈良県	155	485	330
2	新潟県	153	357	204
3	高知県	147	424	277
⋮				
28	岐阜県	106	430	324
全国平均		114	448	334

出典：総務省「令和3年(2021年)社会生活基本調査」

パパのための家事・育児両立教室(2024.1.7)



2

誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

性別を理由とする差別や人権侵害を受けることなく、男女が人権としての性と相互の人格が尊重される社会の形成や、男女が共に、生涯にわたり健康で、災害時においても、安全に、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

施策の方向 1 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶



- ① 思春期からの暴力予防教育の充実
- ② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援の推進
- ③ 性犯罪・ストーカー行為等の防止
- ④ セクシュアル・ハラスメントの防止
- ⑤ 人権尊重意識の高揚のための普及・啓発活動等の充実

配偶者暴力相談件数の推移



「女性に対する暴力をなくす運動」に関する
県庁舎のパープルライトアップ(2023.11.19～25)



施策の方向 2 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備



- ① 貧困等生活上の困難に直面する人への自立支援
- ② 複合的に困難な状況に置かれている人に対する支援

施策の方向 3 生涯を通じた健康支援



- ① 健康寿命延伸のための生涯を通じた心身の健康づくり
- ② 保健医療体制の整備
- ③ 母子保健・医療の充実

施策の方向 4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進



- ① 防災に関する意思決定や現場での女性の参画拡大
- ② 男女のニーズの違い等に配慮した防災対策の推進

令和6年能登半島地震 避難所での保健活動



3

未来の礎となる男女共同参画社会の基盤づくり

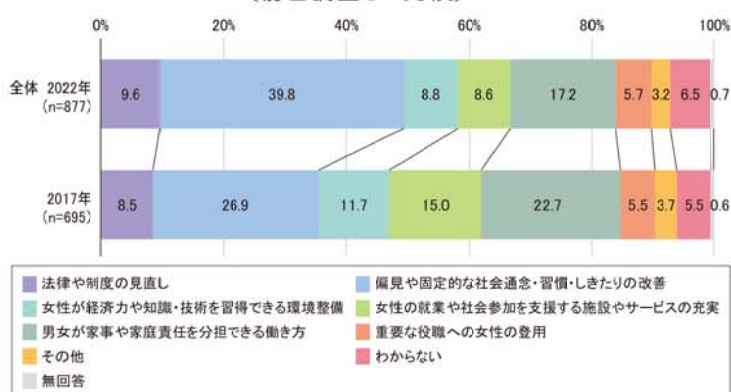
男女平等に根ざす教育が、家庭、学校、地域等において行われ、自らの希望するライフスタイルを選択する際に性別が障害となることのないよう、男女が共に必要な知識等を身につけ、自己の能力を開発、向上させていくことができる環境を目指すとともに、固定的な性別役割分担意識の解消や魅力的な働く場の創出等により、若者に選ばれる地域を目指します。



施策の方向 1 多様な生き方の選択を可能にする教育・学習の充実

- 1 学校等における男女平等教育の推進
- 2 家庭、地域における男女平等教育の推進
- 3 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進

男女がもっと平等になるために重要なことについて
(前回調査との比較)



理工系分野で活躍する女性ロールモデルとの交流事業
(2023.10.13、関市立板取川中学校)



施策の方向 2 若者に選ばれる地域づくり

- 1 県内定着に向けた地域の魅力づくり
- 2 県内に呼び込むための受け皿づくり

県内大学生・社会人へのアンケート 主な意見

- 働きたいと思える魅力のある職場が少ない。(男性・大学生)
- 女性のキャリアアップが都会の方が進んでいるイメージが強い。(女性・大学生)
- 生まれた地域では「固定的な性別役割分担意識」が強いから外に行きたい。(男性・大学生)
- 女性は〇〇であるべきだ、という固定的な概念は田舎の企業ほどぬぐいできていない。(30代女性・県外出身)

女性の活躍を応援するポータルサイト「ぎふジョー！」



施策の方向 3 きめ細やかな広報・啓発の展開

- 1 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進
- 2 男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供の推進



主な目標数値

① 男女がともに活躍できる社会づくり

項 目	現 状	目標数値 (目標年度)
女性委員の参画率が40%～60%までである 県の審議会等の割合	79.5% (2023年4月1日)	90% (2028年度)
管理的職業従事者に占める女性の割合	13.0% (2020年)	15% (2025年度) 計画終期の目標数値【参考】 16%(2028年度)
6歳未満の子どもがいる夫の 家事・育児・介護等に携わる時間	1日当たり 106分 (2021年)	1日当たり 130分 (2026年度) 計画終期の目標数値【参考】 1日当たり150分(2028年度)
男性の育児休業取得率	36.6% (2023年)	50% (2028年度)

② 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

項 目	現 状	目標数値 (目標年度)
生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもを対象 とした子ども食堂を実施・支援する市町村数	17市町 (2022年)	33市町村 (2028年度)
健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均)	男性73.08年 女性76.18年 (2019年)	平均寿命の増加分を上回る 「健康寿命」の増加 (2028年度)
女性消防団員数	606人 (2023年)	880人 (2028年度)

③ 未来の礎となる男女共同参画社会の基盤づくり

項 目	現 状	目標数値 (目標年度)
県内高校生及び県出身大学生の県内就職率	54% (2021年)	67% (2028年度)
移住者数(累計)	1,531人 (2022年)	8,000人 (2024年度～2028年度)
「家事の主な役割分担」が 「夫婦平等」または「家族全員」の割合	25% (2022年)	35% (2027年度) 計画終期の目標数値【参考】 37%(2028年度)

岐阜県男女共同参画計画(第5次) 2024年(令和6年)3月

岐阜県健康福祉部 子ども・女性局 男女共同参画・女性の活躍推進課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8236(直通) FAX 058-278-2611 メールアドレス c11234@pref.gifu.lg.jp

参考資料4

第2次恵那市男女共同参画プラン施策の取組状況(令和5年度実績)

R6.3.31時点

NO.	基本 目標	施策 の 方向		施策名	施策の内容	施策に対する取り組み状況（令和5年度）			担当課
						実績 （具体的な取組の実施状況）	活動回数など	今後の取り組み （新規・改善等）	
1	1	(1)	①	広報紙、各種メディアを活用した意識の普及・啓発	広報紙やホームページなどを活用し、男女共同参画に関する意識の啓発を行います。	岐阜県より不定期に提供される男女共同参画に関するチラシやイベント情報を、えなえーる公式HPにて掲載した。	随時	継続開催	企画課
2	1	(1)	②	男女共同参画推進活動の充実	プランに基づき、男女共同参画プラン推進委員会を中心に啓発活動などを行い、市全体の男女共同参画の充実を図ります。	えなえーるで講師登録を行った女性講師の講座開催時のサポート、子育て中の母親向けのリフレッシュ講座などを開催。また店頭において、県から提供される男女共同参画センターののチラシやリーフレット配布によるPR活動を実施した。	随時	継続実施	企画課
3	1	(1)	③	男女共同参画プラン推進会議の開催	プランの推進と進捗管理などを行うため、男女共同参画プラン推進会議の開催を定期的に行います。	男女共同参画プラン推進委員会を開催し、進捗管理及び取組内容についての意見聴取を行った。【R5.9】	1回開催	継続開催	企画課
4	1	(2)	①	人権を尊重する教育機会の充実	男女平等や人権教育に関連した研修会などを継続的にを行います。	・恵那市少年センター指導員研修会を開催した。岐阜県警察本部から講師を招き、青少年の非行や被害の現状、インターネットトラブルなど現代的課題について、認識を深めた。 ・「二十歳を祝う会 恵成式」で、社会福祉課から提供を受け啓発物品（人権問題啓発用ボールペン）を配布 ・恵那市人権同和講演会を開催した。フリーライターの角岡伸彦氏を招き、自身の経験やネット社会上での誹謗中傷の状況などを聴くことで認識を深めた。120人の参加。	2回（恵那市少年センター指導員研修会、恵那市人権同和講演会）	・引き続き、恵那市少年センター研修会や二十歳を祝う会恵成式などの機会を通じて、研修や啓発活動を行っていく。 ・社会福祉課、総務課と連携し、講演会等を通じて人権問題を身近な問題とする意識の普及啓発を図る。	生涯学習課

第2次恵那市男女共同参画プラン施策の取組状況(令和5年度実績)

R6.3.31時点

NO.	基本 目標	施策 の 方向	施策名	施策の内容	施策に対する取り組み状況（令和5年度）			担当課	
					実績 （具体的な取組の実施状況）	活動回数など	今後の取り組み （新規・改善等）		
5	1	(2)	②	男女平等意識を育む教育の充実	道徳や学級活動の授業などを中心とした教育活動の中で、強い男女平等意識をもたせるように努めます。	男女平等を含めた様々な人権問題について考える機会を設け、年間を通じて全小中学校で取り組んだ。各学校が培いたい行動力等を地域・家庭と連携しながら計画的な取り組みとして「ひびきあい活動」を実施した。	常時	継続実施	学校教育課
6	1	(2)	③	教職員に対する男女平等・人権教育意識の更なる向上	教職員の研修機会を更に充実させ、男女平等・人権に対する意識向上を図ります。	7月に人権教育主任研修会を開催し、各学校の人権担当教員に研修を実施した。「性的マイノリティへの理解と対応」についての講話や、各校における「ひびきあい活動」の交流を行った。	1回/年	継続実施	学校教育課
7	1	(3)	①	男女共同参画に関する情報収集	国や県の施策などに関する情報収集を行います。また、市民意識調査及び市内企業意識調査を実施し、市民及び企業の意識と現状を把握し施策に生かすよう努めます。	市民意識調査において男女共同参画の意識と現状の把握を行った。 企業意識調査は実施なし。	-	継続実施	企画課、 商工課
8	1	(3)	②	講演会や学習会などの開催	男女共同参画の推進母体である「男女のわ」ネットワークなどと協力・連携し、様々な課題解決に向けた学習の機会などを提供します。	「男女のわ」ネットワークは令和5年度で休止となった。 恵那くらしビジネスサポートセンターとの共同開催で、子育て中の母親を対象に、再就職や育児休業復帰後の仕事についてのセミナーを開催、母親同士での交流も行った。	1回	随時開催	企画課
9	1	(4)		配偶者などに対する暴力を許さない意識づくり	DVをはじめとした配偶者などに対する暴力の根絶に向けて、パンフレットの配布やセミナーなどの開催、広報紙などによる啓発を行い、市民の意識を高めます。	①広報えなに関連記事を掲載した。 ②市ウェブサイト、相談窓口の情報を掲載した。 ③市内ショッピングセンターで、チラシ、啓発物品を配布した。	①1回／年 ②常時 ③1回／年（11月）	啓発記事を広報、市ウェブサイトに掲載し、市内ショッピングセンター等で啓発活動を行う。	子育て支援課

第2次恵那市男女共同参画プラン施策の取組状況(令和5年度実績)

R6.3.31時点

NO.	基本 目標	施策 の 方向	施策名	施策の内容	施策に対する取り組み状況（令和5年度）			担当課	
					実績 （具体的な取組の実施状況）	活動回数など	今後の取り組み （新規・改善等）		
10	1	(4)	②	DV防止に関する法制度や支援制度の情報提供	DV防止に関する法制度や支援制度について、市のホームページや広報紙及び各種メディアを活用して情報提供や啓発を行います。	①広報えなに関連記事を掲載した。 ②市ウェブサイト、相談窓口の情報を掲載した。 ③市内ショッピングセンターで、チラシ、啓発物品を配布した。	①1回／年 ②常時 ③1回／年（11月）	啓発記事を広報、市ウェブサイトに掲載し、市内ショッピングセンター等で啓発活動を行う。	子育て支援課
11	1	(4)	③	DVなど被害者の保護体制の強化	住民基本台帳事務における支援措置など、被害者の保護体制を整えます。	①母子生活支援員を配置し、相談体制を充実していくとともに、DV被害者支援研修などを受講して資質の向上を図った。 ②申請に基づき、住民基本台帳事務における支援措置を実施した。	①3回／年（8月、11月、1月）WEB研修受講	被害者支援研修を受講し、課内での情報共有による対応漏れ遅れを防止していく。 必用に応じて、住民基本台帳事務における支援措置を実施する。	子育て支援課、市民課
12	1	(4)	④	DVなどに関する相談体制の充実	DVなどに関する相談窓口の周知を図ります。また、関係機関及び庁内の連携体制を強化します。	①広報えなに関連記事を掲載した。 ②市ウェブサイト、相談窓口の情報を掲載した。 ③DV防止対策地域協議会実務者会議を開催した。	①1回／年 ②常時 ③4回／年（5月、8月、11月、2月に開催）	恵那警察署をはじめとする関係機関との連携を密にして、被害者の把握と相談、支援と保護を実施していく。	子育て支援課
13	1	(4)	⑤	医療機関、警察など関係機関との連携強化	DVなどに関し、医療機関や警察など、関係機関との連携体制を強化します。	DV防止対策地域協議会代表者会議を開催した。	1回／年（5月に開催）	関係機関の所属長を中心に、実務者会議の総括となる代表者会議を開催し、今後の取り組みの方針などを協議する。	子育て支援課
14	1	(5)	①	あらゆる暴力を許さない意識づくり	広報紙やホームページ、各種メディアの活用により、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、モラルハラスメントなど、あらゆる暴力に関する情報を提供し、知識の共有と暴力を許さない意識づくりに努めます。	えなえーる店頭にて啓発物のコーナーを設置し、県から提供される男女共同参画に関するチラシや、ハラスメントや暴力を受けた際に相談できる窓口が記載されたカードなどを置くことでPRを行った。	常設	継続実施	企画課

第2次恵那市男女共同参画プラン施策の取組状況(令和5年度実績)

R6.3.31時点

NO.	基本 目標	施策 の 方向		施策名	施策の内容	施策に対する取り組み状況（令和5年度）			担当課
						実績 （具体的な取組の実施状況）	活動回数など	今後の取り組み （新規・改善等）	
15	1	(5)	②	企業、各種団体など に対する啓発	職場におけるセクシュアル ハラスメント、パワーハラ スメントなどを防止するた め、リーフレットの配布な どにより、企業・各種団体 への啓発を行います。	・ハローワークと連携し、各イベントの出 席企業へリーフレットを配布した。	随時	継続実施	商工課
16	2	(1)	①	各種審議会・委員会 への女性委員の登用 推進	市が設置する各種審議会・ 委員会への女性委員の登用 拡大に努めます。	登用状況調査時に、登用率未達成の審議会 等については主管課へ登用率向上策の検討 を依頼し聴き取りを行った。	-	継続実施	企画課
17	2	(1)	②	ワークショップやパ ブリック・コメント など、広聴活動の充 実	市民からの意見や情報を収 集し政策に反映するよう、 ワークショップの開催やパ ブリック・コメント制度な ど広聴活動の充実を図りま す。	えなえーるでの講座開催時にアンケートを 取り、どんな講座を今後受たいか意見徴 収を行っている。いただいた意見を参考 に、女性活躍の推進のための講座を企画、 開催した。 また、前年度に引き続き「cotocotoミー ティング」を計3回開催。子育て世代が関 心を持ちやすいテーマ（子育て・お金・ 食）で気楽に交流が出来る場を提供した。	講座開催毎	継続実施	企画課
18	2	(1)	③	企業、各種団体への 啓発	職場における重要ポストへの 女性登用例などの資料収 集に努め、企業などへ情報 提供を行います。	Insuite掲示板にて、各審議会へ女性委員 の登用の依頼を行った。 企業説明会等のイベント開催時に情報提供 を行った。	随時	継続実施	企画課、 商工課
19	2	(1)	④	地域活動への女性参 画の促進	地域における活動におい て、性別にかかわらない役 員就任や、活動参加ができ るよう情報提供、啓発を行 います。	・各種団体の役員に女性の登用や活動への 参加を呼びかけた。	都度	・継続して各種団体の役員に女 性の登用や活動への参加を呼 びかける。	地域振興 課

第2次恵那市男女共同参画プラン施策の取組状況(令和5年度実績)

R6.3.31時点

NO.	基本 目標	施策 の 方向	施策名	施策の内容	施策に対する取り組み状況（令和5年度）			担当課	
					実績 （具体的な取組の実施状況）	活動回数など	今後の取り組み （新規・改善等）		
20	2	(2)	①	より良い就労環境の推進	より良い就労環境を目指すため、商工会議所や商工会、市内事業所などに対して、広報紙、ホームページ、リーフレットなどの活用により、男女共同参画に対する啓発や情報発信を行います。	恵那くらしビジネスサポートセンターと連携を取り、えなえーるでの女性の就労支援講座やイベントの告知等、活動の啓発を行った。	随時	継続実施	企画課、 商工課
21	2	(2)	②	求職ニーズと求人ニーズのギャップの縮小を推進	求職ニーズと求人ニーズのギャップの縮小を目指すため、企業誘致を積極的に行い、就労の場の提供を充実します。	・恵那西工業団地が年末に完成し、B区画及びC区画の分譲地引き渡しを終えた。 ・IT企業の誘致に向けて、マッチングイベントに参加した。	・恵那西工業団地をPRする目的で、東京、大阪及び名古屋で開催される企業展に5回（市単独1回、協議会2回、県2回）参加。	・残りの恵那西工業団地A区画の分譲に向けて、企業展及び企業訪問を活用したPR活動を積極的に展開していく。 ・市内のサテライトオフィスを有効活用するため、IT企業等向けにPRしていく。	商工課
22	2	(2)	③	恵那市役所における多様な職務機会の提供	恵那市役所が率先して男女が共に活躍できる職場を実現するため、職域拡大などにより多様な職務機会を与え、計画的な育成、キャリア形成の支援を行います。	第4次人材育成計画に基づき、一人ひとりの意識改革を図り、自主性、主体性を高めるとともに、計画的に人材育成を進め、組織としての総合力を高めるべく各種取り組みをおこない、女性活躍の推進をおこなった。 ・管理職の女性割合【令和5年度：16.1%】	-	・引き続き、恵那市特定事業主行動計画の第4期計画に基づいた各種取り組みを行う。 ・恵那市特定事業主行動計画の第4期計画）の次期計画を今年度策定予定。	総務課
23	2	(3)	①	ワーク・ライフ・バランスの推進	市のホームページや広報紙及び各種メディアを活用して、ワーク・ライフ・バランスに対する重要性について啓発を行います。	えなえーる店頭にて岐阜県から不定期に提供されるチラシを置き啓発を行った。	随時	継続実施	企画課

第2次恵那市男女共同参画プラン施策の取組状況(令和5年度実績)

R6.3.31時点

NO.	基本 目標	施策 の 方向	施策名	施策の内容	施策に対する取り組み状況（令和5年度）			担当課	
					実績 （具体的な取組の実施状況）	活動回数など	今後の取り組み （新規・改善等）		
24	2	(3)	②	企業に対する広報・啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスを進めるために、総労働時間短縮の取組についての啓発や事例などの情報提供を、企業と連携して行います。	・企業説明会及び訪問時に岐阜県ワークライフバランス推進企業などの制度を説明した。 ・各イベントの出席企業へリーフレットを配布した。	・制度の周知 ・企業訪問などにより制度の周知を図る。	商工課	
25	2	(3)	③	恵那市役所における両立支援制度の利用促進	恵那市役所が率先して子育てや介護をしながら活躍できる職場を実現するため、意識啓発などにより、両立支援制度の利用がしやすい環境を整え、利用促進を行います。	・令和2年度からの恵那市特定事業主行動計画の第4期計画に基づき、『超過勤務の縮減』『休暇の取得の促進』『男性の育児休業取得』の推進をおこなった。 ・男性職員の育児休業取得を推進し3名が取得した。【R5取得率 75.0%】	- ・引き続き、恵那市特定事業主行動計画の第4期計画に基づいた各種取り組みを行う。 ・恵那市特定事業主行動計画の第4期計画の次期計画を今年度策定予定。	総務課	
26	2	(4)	①	家庭生活での男女共同参画意識の育成	広報紙などのメディアの活用、セミナーなどの開催など、夫婦間や家庭生活におけるの男女共同参画意識の向上に向けた啓発を行います。	（生涯学習課） ①市内12地域（大井と長島は合同）で、乳幼児期の家庭教育学級を実施。 ②学級通信『のびっこ』を年8回発行し、育児に関する情報を発信した。 ③平日の乳幼児学級に参加できない層に向けて、土曜日に講座を開催した。	（生涯学習課） ①12学級、年間122回、親子1316名参加。 ②8回発行、市HP掲載 ③2回（日常の事故予防）	（生涯学習課） ①各家庭に育児情報を発信するとともに、学級生の交流の場を提供していく。 ②参加できない層に向け市HPに通信掲載。 ③休日に父親も参加しやすい講座を開催する。	企画課、生涯学習課
27	2	(4)	②	地域のまちづくり活動への男女共同参画の推進	多くの人がまちづくりに参加できる雰囲気、場所づくりを行い、地域の中でお互いに支え合う取組を支援します。	・各地域自治区に、多くの若者や女性がまちづくりに関わることができる環境づくりを推進した。	都度 ・継続してまちづくりに関わることができる環境づくりを推進し、積極的な参加を呼びかける。	地域振興課	
28	2	(4)	③	まちづくり活動組織における女性役員の登用推進	まちづくり活動に対し、女性の意見を多く取り入れるため、女性役員の登用について積極的に推進します。	・まちづくり活動組織の役員に女性の登用など、活動参加への呼びかけを行った。	都度 ・地域協議会構成員選考におけるガイドラインにも掲げている、女性構成員の登用を2割程度の目標を推進する。	地域振興課	

第2次恵那市男女共同参画プラン施策の取組状況(令和5年度実績)

R6.3.31時点

NO.	基本 目標	施策 の 方向	施策名	施策の内容	施策に対する取組み状況（令和5年度）			担当課
					実績 （具体的な取組の実施状況）	活動回数など	今後の取組み （新規・改善等）	
29	2	(5)	① 防災リーダー養成講座への参加推進	地域の関係組織を通じた情報提供や広報紙、ホームページなどを活用し、防災士を養成する防災アカデミーへの女性受講者増加を図ります。	・防災アカデミー開催にあたり、女性の活躍の場、共助の担い手としての地域社会活動への参加の機会、又は企業防災の観点から、広報えなで広く市民に周知すると共に、商工事業者及び市内全中学校・高等学校に広く呼びかけを実施した。 【防災アカデミー修了者 女性17/50人（34.0%）】	-	・令和6年度についても、引き続き防災リーダーの養成に取り組む。	危機管理課
30	2	(5)	② 男女のニーズに配慮した避難所などの備蓄品の充実	避難所におけるプライバシーへの配慮や避難所での老若男女のニーズに対応した備蓄品の整備を順次行います。	・マニュアルを基に、総合防災訓練の地域総合訓練時に13地域で市民主体の防災訓練を行った。また、避難所の防寒対策を講じるためロールマットを購入し、指定避難所に配備した。	-	・令和6年度は、女性等の視点を踏まえた避難所運営を系統する会議を設置し、必要な備蓄等を検討する会議を開催する。	危機管理課
31	2	(5)	③ 防災講演会など研修機会への参画推進	防災意識の向上を図るため、防災訓練や防災講演会などの開催に際して、自治会、まちづくり団体、女性団体、子育て団体など幅広い団体へ参加を呼びかけます。	・地域自治区、自治会、事業所、学校等の会議や活動時に、土砂災害や地震等の防災対策研修を通じ啓発を行った。	-	継続実施	危機管理課
32	2	(5)	④ 自主防災組織への参加促進	地域で編成される自主防災組織への積極的な参加を促します。	・9月3日に総合防災訓練開催時にあわせ13地域で市民主体の防災訓練に市職員も参加し行った。	-	・令和6年度の恵那市総合防災訓練においても、地域防災計画に基づく、市民主体の訓練が実施できるよう計画する。	危機管理課
33	2	(6)	① 相談窓口の充実と連携強化	庁内における様々な相談窓口及び専門機関などとの連携を図り、相談者への支援に努めます。	県が主催する各種相談窓口について、カードやチラシ、HPへの掲載を通して周知を行った。 子育て支援課より提供されたDVの相談窓口に関するチラシ等の設置を行った。	随時	継続実施	企画課

第2次恵那市男女共同参画プラン施策の取組状況(令和5年度実績)

R6.3.31時点

NO.	基本 目標	施策 の 方向	施策名	施策の内容	施策に対する取り組み状況（令和5年度）			担当課	
					実績 （具体的な取組の実施状況）	活動回数など	今後の取り組み （新規・改善等）		
34	3	(1)	①	切れ目ない継続的な子育て支援	妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない包括的な支援体制を構築します。	子育て支援施策と母子保健施策による切れ目ない支援体制の構築を進めるため、子育て関係機関との連携会議を定期的に開催し、情報共有や課題解決を図った。		母子保健、児童福祉を一体化し、妊産婦から子ども、子育て世帯への切れ目のない支援を行う、こども家庭センターを設置する。	子育て支援課
35	3	(1)	②	こども園に関する制度の充実	時間外保育や一時預かり事業など、多様なニーズに対応した保育制度の充実を図り、保育を必要とする世帯が安心して子どもを預けられるよう、こども園の充実を図ります。	①保育教諭修学資金貸付制度により、市内で働く保育教諭の人材確保を図っている。 ②県保育士・保育所支援センター主催の潜在保育士や保育士を目指す中高生を対象とした「保育のしごと見学会」について、市内のこども園を会場として受け入れ、保育教諭の確保につなげた。	①5名利用（継続貸付4名、新規貸付1名） ②参加者 保育士資格取得希望者2名、中高生17名	・保育業務システムの本格運用によりICT化を推進し、保育教諭、保護者相互の負担軽減につなげる。	幼児教育課
36	3	(1)	③	子育てと就労を両立するための支援	放課後の子どもの居場所の確保、ファミリー・サポート・センター事業による子どもの預かりなどの相互援助活動を推進し、働きながら安心して子育てできる環境をつくります。	・就労に関わらず、子育てでの援助が必要な方にはファミリー・サポートセンター事業による援助を実施している。 ・放課後や長期休暇において、季節学童を含めて全ての学校区で放課後児童クラブを設置しており、また子どもが病気や病気の快復期で自宅での保育が困難なときは、専用の保育所で預かり、保護者の就労支援に寄与している。	・ファミサポ 延べ利用件数511件 ・病児保育所 延べ利用人数257人 ・学童クラブ 通年型14校区20クラブ、季節型1校区1クラブ	・放課後児童クラブ、病児保育所の安定した運営のため、支援員、保育士の確保に努める。	子育て支援課

第2次恵那市男女共同参画プラン施策の取組状況(令和5年度実績)

R6.3.31時点

NO.	基本 目標	施策 の 方向		施策名	施策の内容	施策に対する取り組み状況（令和5年度）			担当課
						実績 （具体的な取組の実施状況）	活動回数など	今後の取り組み （新規・改善等）	
37	3	(1)	④	地域で子育てを支える体制づくり	子ども達が異世代の人達と相互の交流を図る場所や機会の提供、「子育て支援員」など子育てに関わる人材バンクの設置、子育てについての相談、情報の提供などの援助を行います。	・出生後訪問を希望される家庭へ、地域の民生主任児童委員が訪問し、子育てに関する悩みや相談支援を行った。また、こども園で実施している子育て支援センターでは、子育て支援員による相談支援を行っている。	・民生主任児童委員の訪問 24件	こども園で開設している子育て支援センターを地域の子育て支援拠点とし、子育てに関する相談や情報提供を行う。そして相談に対応する研修の実施や、子育て支援員等の人材確保について、広報掲載や、岐阜県保育士・保育所支援センターと連携して進めていく。 児童センターで、異世代と交流する機会を検討する。	子育て支援課
38	3	(1)	⑤	子育て支援企業のPRと登録促進	従業員の子育て支援のための取組や、意識啓発を積極的に行う企業などのPRに努めます。	・企業説明会及び訪問時に岐阜県ワークライフバランス推進企業などの制度を説明。 ・ワークライフバランス推進に取り組む企業をジョブナビ恵那ウェブサイトで紹介。	・制度の周知	・企業訪問などにより制度の周知を図る。	商工課
39	3	(2)	①	健康づくりのための啓発活動	市民の健康に対する意識を高めるため、広報紙やホームページ、講演会などの機会を通じて、情報を提供します。	①健幸フェスタinえなを開催し、健康チェックや食、運動等の啓発を実施した ②毎月19日の「食育の日」にえなえーるにて食育の日イベントを開催し、減塩・野菜摂取・朝食摂取などの啓発を実施した ③「えな野菜ファースト」を掲げ、ポスター掲示やポストカードの配布による普及啓発を実施した ④発酵食品サミットinえなに食改と協働でブースを出店し、発酵食品を活用して整える食事バランスについて啓発を実施した	①健幸フェスタ 1回7,000人 ②食育の日 12回605人 ④発酵食品サミット 2日1,000人	引き続き、普及啓発等を実施し、健康づくりを推進していく。	健幸推進課

第2次恵那市男女共同参画プラン施策の取組状況(令和5年度実績)

R6.3.31時点

NO.	基本 目標	施策 の 方向	施策名	施策の内容	施策に対する取り組み状況（令和5年度）			担当課	
					実績 （具体的な取組の実施状況）	活動回数など	今後の取り組み （新規・改善等）		
40	3	(2)	②	健康診断の充実	特定健診の受診を勧奨するとともに、健診後の保健指導を総括的かつ継続的に行います。	①特定健診結果においてHbA1c6.5以上の方やⅡ度高血圧以上の方の名簿を作成し保健・栄養指導やレシピによる受診状況の確認を行い重症化予防を行った。 ②特定健診結果に基づく受診勧奨を行った後、医師から保健指導依頼を受け保健・栄養指導を行った。	①糖尿病対象者340人 指導実施率35.9% 高血圧対象者198人 受診勧奨実施率24.7% ②保健指導依頼44人	引き続き、特定健診結果に基づく保健指導等を行い、生活習慣病の重症化を防ぐ。	健幸推進課
41	3	(2)	③	スポーツに親しむ機会の創出	ライフスタイルや年代に応じた、楽しみながらスポーツができる機会を提供します。	・健康フェスタにて、体力測定やスポーツ体験のほかに、小学生を対象としたスポーツ能力測定会を実施した。 ・こども園に体力測定機器を配備し、各園で体力測定を実施した。 ・こども園運動遊び交流会を全園で実施した。 ・陸上100m走元日本記録保持者の青戸慎司氏を招き、市内の全小学校でかけっこ教室を実施した。また、市内小学生への公募によるかけっこ教室を開催した。	スポーツ能力測定会 参加者103人 こども園体力測定 参加者726人 こども園運動遊び交流会 参加者267人（うち保護者の参加者144人） かけっこ教室 参加者805人 公募によるかけっこ教室 参加者 子ども82人/保護者53人	継続して事業を推進していく。	スポーツ課
42	3	(2)	④	コミュニティセンターを核とした「三学のまち」の推進	コミュニティセンターを活用し、三学の精神・取組を市民に広める学びの体制を構築します。	・恵那文化センター、市民会館、各コミュニティセンターを活用して、「恵那三学塾」として、市民講座、大学連携講座、先人学習講座、三学のまち講座などを企画・開催した。 ・市内13地域で、市民三学地域委員会により、三学のまちづくり支援事業が行われた。地域課題に関する視察研修や、歴史や自然資源を活用した学びの提供、学びの成果を活かした発表会など、特色ある学習機会が実施された。	・市民講座366講座、大学連携講座2講座、先人学習講座2講座、三学のまち講座1講座 ・13地区（三学のまちづくり支援事業実施地区）	・「恵那三学塾」として体系的な学習機会の提供を継続して行う。各講座で市民の学習ニーズに応じた講座を企画し市民の学習意欲に応える。オンライン講座など多様な手法による参加機会の拡充を図る。 ・各地域の特色を活かした学習活動や、地域課題の解決につながる学習活動が充実するよう、市民三学地域委員会による三学のまちづくり支援事業への支援を引き続き行う。	生涯学習課

第2次恵那市男女共同参画プラン施策の取組状況(令和5年度実績)

R6.3.31時点

NO.	基本 目標	施策 の 方向	施策名	施策の内容	施策に対する取り組み状況（令和5年度）			担当課
					実績 （具体的な取組の実施状況）	活動回数など	今後の取り組み （新規・改善等）	
43	3	(3)	①	シルバー人材センターや壮健クラブへの支援	高齢者に対して就労の場や活躍の場を確保し生きがいづくりを進めます。 ・シルバー人材センターや壮健クラブに対し、高齢者の就労の場や活躍の場を確保し生きがいづくりを進めるよう支援を行った。 ○シルバー人材センター 派遣就業コーディネーターが企業訪問をして受注拡大を図ったり、各戸訪問や機関誌「シルバー恵那」を発行し会員増強を図った。 ○壮健クラブ 軽スポーツ大会、高齢者作品展の実施、地域活動の支援をした。	【シルバー就業延人数 38,378人】 【壮健クラブ会員数 5,281人（R6.3.31現在）】	・シルバー人材センター会員の確保。 ・壮健クラブの会員の増強。	高齢福祉課
44	3	(3)	②	高齢者への活躍支援	学習活動の推進や、生涯学習の場での活躍など、高齢者が知識や経験を活かして生きがいをもって活動、社会参加出来る環境づくりを推進します。 ・壮健クラブ等を通じ、社会福祉活動、地域の環境整備等を実施した。	No43に含む	継続実施	高齢福祉課
45	3	(3)	③	生活、就労など多岐にわたる障がい者支援	年代にとらわれない療育や自宅以外の居場所づくりなど、障がい者福祉サービスを充実させることにより、地域社会で共生できる社会の構築を図ります。 ・地域生活支援拠点「ぷらっと」を設置し、障がい児者や引きこもりの人達の「居場所」「活動の場」として提供することで、地域で自立した日常生活と社会生活を営むきっかけづくりとなる支援を行った。 ※お仕事体験として市広報の郵送事務 ※市出前講座受講（ボランティアについて） ※社協花壇整備 ※障害者週間でスターバックスさんとコーヒの配布 等 ・サテライト「ぷらっと」として、岩村、山岡会場を設置（社会福祉協議会）した。 ・12月の「障害者週間」あわせ、市役所にて市内の障がい者通う事業所や恵那特別支援学校の物販等行い障がい者福祉の理解促進及び障がい福祉施設のPRを実施した。	【利用登録者 99人、開所日数 283日、延べ利用者数 1,712名（日平均7人）】 【障害者週間参加事業所 掲示：12事業所、販売：10事業所】	・事業所の物販について、昼休みの時間を利用して、市民や市役所職員に向けて販売を行う。	社会福祉課

第2次恵那市男女共同参画プラン施策の取組状況(令和5年度実績)

R6.3.31時点

NO.	基本 目標	施策 の 方向	施策名	施策の内容	施策に対する取り組み状況（令和5年度）			担当課	
					実績 （具体的な取組の実施状況）	活動回数など	今後の取り組み （新規・改善等）		
46	3	(3)	④	多様な福祉人材の確保	充実した福祉サービスの提供を図るため、ケアの担い手として多様な形で参加出来る環境整備を促進します。	・シルバー人材センターや地域の組織に対し、生活支援が必要な高齢者へのサービスや介護予防事業等の環境整備をし、実施した。 ○シルバー人材センター すこやかヘルパー 寝具消毒サービス ○地域組織（市内3団体） 恵那市おでかけエーナ（通所型サービスB）事業 ・令和5年度自立支援協議会「事業者部会・権利擁護部会」合同にて、障がい者への虐待・差別について理解を深めるため、研修会を開催した。	【シルバー人材センター：利用延べ回数2,322件】 【地域組織（市内3団体）：利用延べ回数2,738件】	・継続可能な事業の実施を共に検討する。 ・令和6年度自立支援協議会「事業者部会」にて、障害事業所職員の充実したサービスの提供・福祉人材確保に向けた研修会を開催予定。	高齢福祉課、社会福祉課
47	3	(4)	①	地域で支え合える体制づくり	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域コミュニティの再生と相互扶助機能の向上を図り、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。	・地域包括ケアシステムの構築を深化させるため、地域ケア会議の開催、生活支援体制の強化、地域の見守りネットワークの充実、在宅医療と介護の連携強化、多職種連携の強化等を引き続き行った。	【地域自治区ケア推進会議の開催：13地区延べ26回】	継続実施 ・開催方法の検討（地域福祉懇談会との一体的な開催）	包括支援センター
48	3	(4)	②	ひとり親家庭への経済支援及び自立支援	ひとり親世帯の市民税課税状況に応じて、こども園、保育園の保育料の軽減措置を図ります。また自立に向け、入園の際は保育の優先利用を考慮します。	・58世帯に対して軽減措置を行った。また、67世帯に対して入園調整時に優先利用に配慮した。	-	継続実施	幼児教育課

第2次恵那市男女共同参画プラン施策の取組状況(令和5年度実績)

R6.3.31時点

NO.	基本 目標	施策 の 方向	施策名	施策の内容	施策に対する取り組み状況（令和5年度）			担当課	
					実績 （具体的な取組の実施状況）	活動回数など	今後の取り組み （新規・改善等）		
49	3	(4)	③	性的マイノリティに対する知識の育成と理解の促進	広報紙などのマスメディアを活用し、同性愛者、両性愛者、性同一性障害者などの性的少数者に関する知識の情報提供を行い、差別のない社会を目指します。	・市HPや人権擁護委員による啓発活動において、LGBTについて啓発した。また、広報えな12月号にて人権特集記事を掲載し市民に広く周知した。 ・7月に人権教育主任研修会にて、各学校の人権担当教員に研修を実施した。県人権施策推進課に講師を依頼し「性的マイノリティへの理解と対応」についての講話を実施した。	・啓発随時 ・1/年回	啓発活動を継続する。	社会福祉課 学校教育課
50	3	(5)	①	伝統文化・芸能の継承及び故郷学習の推進	地元の歴史・文化について学ぶ機会を設け、後世に継承することに努めます。また、故郷学習など故郷愛を育む取組を行います。	・（公財）恵那市文化振興会を通じて伝統芸能、芸術文化団体の活動を支援し、発表機会を提供。 ・郷土の先人をまちづくりに活かす取り組みとして先人学習講座、下田歌子賞を開催した。	・恵那市文化祭1回 ・伝統保存文化育成補助金を実施し、8団体が活用。 ・伝統芸能大会1回 ・先人学習講座2回	・引き続き各団体への支援と活動を発信する。 ・令和6年度に開催される「清流の国ぎふ」文化祭2024を通して、恵那市の伝統文化・芸能を市内外に広く発信していく。 ・ふるさとの歴史、文化、先人からの教えなどを学ぶ機会を提供する。より多くの方が取り組める企画を検討していく。	生涯学習課
51	3	(5)	②	多文化共生社会に対応した支援	関係団体との連携のもと、在住外国人の現状把握を図るとともに、多文化への理解と共生を推進していきます。	・在住外国人の現状把握をより深めるために、県多文化共生推進員と連携した近隣自治体間での課題・現状などの共有方法について、検討を進めた。	-	・引き続き近隣自治体を含めた市内外での在住外国人が抱える課題・現状把握につとめ、関係団体と連携しながら多文化への理解と共生を促進する	企画課
52	3	(5)	③	国際理解のための教育の推進	学校教育における語学教育、多文化に触れ合う機会の提供により、児童・生徒の国際感覚、コミュニケーション能力の育成を図ります。	全小中学校にALT（外国語指導助手）を派遣し、授業及び交流を行った。	常時	継続実施	学校教育課

第2次恵那市男女共同参画プラン施策の取組状況(令和5年度実績)

R6.3.31時点

NO.	基本 目標	施策 の 方向		施策名	施策の内容	施策に対する取り組み状況（令和5年度）			担当課
						実績 （具体的な取組の実施状況）	活動回数など	今後の取り組み （新規・改善等）	
53	3	(5)	④	在住外国人への支援	関係団体との連携のもと、にほんご教室の開催や、生活情報の多言語化など、在住外国人の生活に関する支援に努めます。	・恵那市国際交流協会によるにほんご教室を支援した。 ・市内企業と連携した防災講座の実施検討を進めた。 ・多文化交流の機会として、同協会によるグローバルカフェ【外国人：12人、日本人：21人】の開催など支援した。	・日本語教室34回 ・グローバルカフェ1回	・引き続き日本語教室の開催を中心とした在住外国人の生活支援を行っていく	企画課
54	3	(6)	①	女性活躍の意識啓発	広報紙やホームページなどを活用して、働く場で活躍する身近な女性ロールモデルや情報発信を行います。	えなえーるの講師登録制度を利用し、講師デビューを目指す女性について、開催講座等をSNS（フェイスブック・インスタグラム）やえなえーる公式HPにて紹介した。	-	継続実施	企画課
55		(6)	②	女性の就業・再就職の支援	女性が社会に出る際の不安を減らすため、恵那くらしビジネスサポートセンターによる、女性の就業・再就職に関する相談対応・セミナーの開催や、ハローワークが開催するセミナーの情報提供による支援を行います。	・えなえーる店頭にて、岐阜県から不定期に提供される女性の就業支援や起業支援に関するチラシを置き啓発。 ・ハローワーク出張相談の開催。 ・女性向けの企業説明会、個別相談会の開催。	随時	継続実施	企画課 商工課